あんしん・いきいき・まごころの郷
さかわ

～「チームさかわ」で取り組む、地域包括ケアシステムの深化・推進～

佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度】

2018（平成 30）年３月

佐　川　町

はじめに



高齢になっても住み慣れた佐川町で、住み慣れた自分の家で生活したい。たとえ介護が必要になっても、自分の能力に応じ自立した生活を自分の家で続けたい。そんな町民みんなの思いを実現したいと佐川町高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の策定に取り組みました。

住み慣れた地域での生活を継続していくためには、町の施策や介護保険制度の運営だけでは限界があります。地域での支え合い・見守り体制の構築が必要となります。

この計画で佐川町としては、「他人ごと」となりがちな高齢者の支援を「自分ごと」ととらえ、あらゆるニーズを「丸ごと」支援できる、「チームさかわ」での地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしました。

事業を推進していくためは、サービス基盤の整備などハード面での充実も重要ですが、地域住民のみなさんのご支援・ご協力が不可欠です。どうか地域の課題を「自分ごと」ととらえ、持続可能で幸せなまちづくりに向け一緒に参加していただければと思います。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力くださいました町民の皆様方をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました「佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の委員の皆様並びに関係各位に心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

佐川町長　堀見和道

目　次

第１章 計画の概要 1
1 計画策定の趣旨 1
2 計画の位置づけ 2
3 計画の期間 3
4 制度改正の概要 4
5 計画の策定体制 5
6 日常生活圏域の設定 8
第２章 高齢者等に関する現状 9
1 人口等の実績 9
2 第６期計画期間における給付実績 13
3 人口・要介護認定者数の将来推計 20
4 これからの介護保険のための調査結果（概要） 23
5 家族介護者懇談会での主な意見 37
6 介護事業者アンケート調査結果の概要 37
第３章 計画の基本方向 41
1 目指す未来像 41
2 基本目標 42
3 施策体系 44
第４章 施策の展開 45
1 いきいき健康づくりの支援 45
2 あんしん福祉サービスの充実 52
3 まごころ地域ケアの推進 55
4 介護保険制度の持続可能性の確保 61
第５章 介護保険料の設定 65
1 総給付費の見込み 65
第６章 計画の推進 73
1 計画の推進体制 73
2 評価指標の設定 74
3 自立支援・重度化防止に向けた役割 77
第７章 参考資料 79
1 平成 29 年度介護保険運営協議会　委員名簿 79
2 用語集 80

第１章　計画の概要

第１章　計画の概要

１ 計画策定の趣旨

わが国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025（平成 37）年には、およそ 5.5 人に 1 人が後期高齢者となり、認知症の高齢者、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯も増加すると予測されています。

本町では、国より早いスピードで高齢化が進行しており、平成 29 年 9 月末現在で、高齢化率が 37.5%、後期高齢化率が 21.1%となっています。人口推計結果では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年には、後期高齢化率が 24.9%に達する見込みとなっており、本町の 65 歳以上人口は 2019（平成 31）年に、75 歳以上人口については 2029（平成 41）年にピークを迎え、その後は減少に転じる見込みとなっています。

このような社会構造の変化や、様々な高齢者のニーズに応えるために、国においては地域の事情に応じて可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の考え方を示し、「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025（平成 37）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築、在宅医療と介護の連携等を推進しています。

さらに、平成 29 年 6 月 2 日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、「地域包括ケアシステム」の深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた制度改正が行われ、「地域包括ケアシステム」の深化・推進については、地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の地域づくりに、地域住民と行政等が連携して取り組むこととされました。

第 7 期計画（以下「本計画」という。）は、このような国の動向や法改正の趣旨に沿って策定する計画となります。

本町では、国の「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が発表になる前から、第 5 次佐川町総合計画「みんなの総合計画」（以下「総合計画」という。）（平成 28 年 - 平成 37 年）において、佐川町に存在する様々な課題について、町民一人ひとりの想いや行動を結集し、“わたしたちのまち・さかわ”をつくる、そんな想いから生まれた「チームさかわ」でのまちづくりに取り組んでいます。

本計画は、介護が必要な高齢者、一人暮らしの高齢者、認知症の高齢者等を地域全体で見守る、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、「チームさかわ」での取り組みを推進し、地域の担い手となる“人”の育成と町民意識の醸成、地域の一体感をつくり出すとともに、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、介護保険制度の持続可能性の確保を目指して策定するものです。

２ 計画の位置づけ

（１）法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、すべての高齢者を対象とした福祉サービスの提供や、健康づくり、生きがいづくり、介護予防、福祉のまちづくりなど、福祉事業全般に関する施策を計画の対象とします。

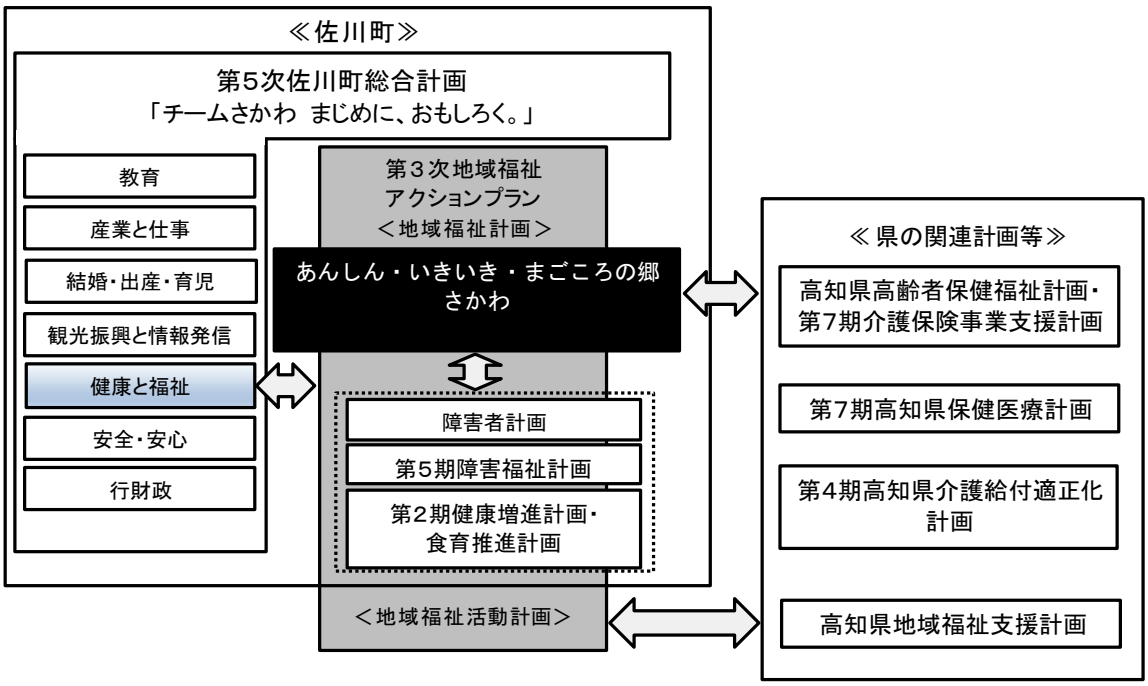
また、介護保険事業計画は、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものであり、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を図るための方策等を定めるものです。

（２）他の計画との関係

本町では、「人がイキイキと輝き、笑顔があふれる幸せなまちをみんなで創っていきたい」、「気持ちのいい挨拶がまちの至るところで交わされ、町のみんながつながり、支え合う、幸せな佐川町をみんなで創っていきたい」 そんな思いを込めた、総合計画を策定しています。

本計画は、総合計画の中に掲げられている未来像「チームさかわ　まじめに、おもしろく。」の分野別方針「(5) 健康と福祉」の個別計画に位置付けられます。

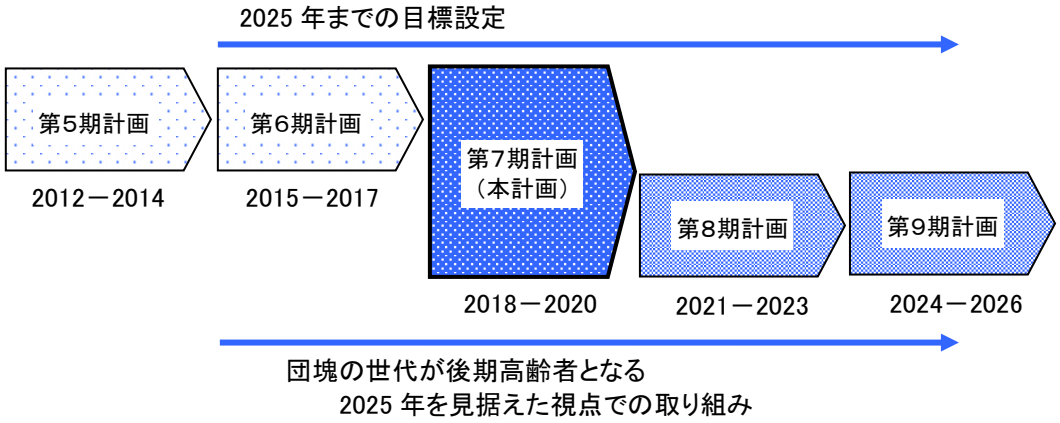
また、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために策定した、佐川町第 3 次地域福祉アクションプラン（以下「地域福祉アクションプラン」という。）をはじめ、その他の福祉・保健分野の諸計画、国の指針、高知県高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業支援計画及び第 7 期高知県保健医療計画との整合性を確保しました。



３ 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は３年を１期とするものと定められており、老人福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は３年間、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度となります。

また、第６期計画からの、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025（平成 37）年を見据えた「地域包括ケアシステム」構築のための方向性を承継した計画となります。



４ 制度改正の概要

（１）地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正の概要

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正　【平成 30 年 4 月 1 日施行】

2025（平成 37）年には、団塊世代全てが 75 歳以上となるほか、2040（平成 52）年には、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、人口の高齢化は今後更に進展することが見込まれています。

このため、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）が平成 29 年 6 月 2 日に公布されました。

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化する等

○「日常的な医療管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設（介護医療院）を創設する　等

○高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため，介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける　等

② 介護保険制度の持続可能性の確保

○２割負担者のうち特に所得が高い層の負担割合を 3 割とする。
【平成 30 年 8 月 1 日施行】

○各医療保険者が納付する介護納付金（40 歳～64 歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする。
【平成 29 年 8 月分から適用】

（２）第７期介護保険事業計画に関する基本指針の概要

上記介護保険制度改革を踏まえ、都道府県及び市町村の介護保険事業計画策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにするための基本指針が示されました。

○ 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

○「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

○ 平成 30 年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

○ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

○「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備　等

５ 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「これからの介護保険のための調査」を通じて、高齢者の生活実態や生活課題、サービスの利用意向等の把握に努めるとともに、在宅介護の実態を把握するための家族介護者懇談会の実施、サービス提供事業者からみる本町の課題、今後のサービス基盤の必要性等に関するアンケート調査の実施、地域福祉アクションプラン策定に向けて、5 地区で開催された「未来を語る座談会」との連携など、「チームさかわ」での計画策定に努めました。

また、健康づくりや福祉・介護保険に関わる実務担当者によって施策の現状把握や課題の整理、素案の作成・検討を行い、被保険者代表や保健福祉関係者等によって構成される佐川町介護保険事業計画策定委員会において審議・策定を行いました。

なお、各調査結果の概要については、第 2 章に掲載しています。

（１）これからの介護保険のための調査の実施

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活状況の把握、地域の抱える課題を特定することを目的に、国が示した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票に町独自の設問を追加して実施しました。

また、在宅の要介護認定者について、今後、住み慣れた在宅での生活を継続していくための課題把握、介護離職を無くしていくために必要な施策の検討等を目的に、国が示した在宅介護実態調査を実施しました。

＜介護予防・日常生活圏域ニーズ調査＞

対 象 者	平成 29 年 4 月 19 日現在、佐川町にお住まいの 65 歳以上の方 （要介護 1～5 の認定を受けている方は除く）
実施期間	平成 29 年 5 月 15 日（月）～平成 29 年 5 月 31 日（水）
実施方法	郵送配布、郵送回収
回 収 率	配布：4,105 件　　回収：3,060 件　　回収率：74.5%

＜在宅介護実態調査＞

対 象 者	要介護 1～要介護 5 の認定者で、平成 28 年 11 月 1 日～平成 29 年 3 月末日までの間に、更新申請・区分変更申請により要介護認定調査を受けられる方及びその家族（施設入所者は除く）
実施期間	平成 28 年 11 月 1 日（火）～平成 29 年 3 月 31 日（金）
実施方法	調査員による訪問聞き取り調査
回 答 数	120 件

（２）家族介護者懇談会の実施

在宅での家族介護の実態把握を目的に、家族介護者懇談会を開催しました。

＜家族介護者懇談会＞

対 象 者	在宅での介護を主に行っている家族介護者
実 施 日	平成 29 年 10 月 2 日（月）
参加者数	家族介護者：9 名

（３）介護事業者アンケートの実施

本町の被保険者が利用している介護事業所等を対象に、事業所側から見た本町のサービスの過不足や、サービス基盤整備の方向性に関するアンケート調査を実施しました。

＜介護事業者アンケート＞

対 象 者	佐川町の被保険者がサービスを利用している介護保険事業者
実 施 日	平成 29 年 7 月 14 日（金）～平成 29 年 9 月 4 日（月）
実施方法	郵送配布、郵送回収
回 収 率	配布：18 件　　回収：16 件　　回収率：88.8％

（４）未来を語る座談会への参加

地域福祉アクションプランの策定に向け、5 地区で開催した「未来を語る座談会」で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の地区別調査結果を報告し、各地区で策定された地区計画との連携を図りました。

＜未来を語る座談会＞

	尾川地区	加茂地区	黒岩地区	佐川地区	斗賀野地区
第１回	9 月 8 日（金）	9 月 22 日（金）	9 月 29 日（金）	9 月 26 日（火）	9 月 20 日（水）
第２回	11 月 9 日（木）	10 月 19 日(木)	10 月 18 日(水)	10 月 23 日(月)	10 月 25 日(水)

（５）佐川町介護保険事業計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、有識者、保健・医療・福祉分野の担当者、被保険者代表等からなる佐川町介護保険事業計画策定委員会を設置し、今後の高齢者福祉、介護保険事業等のあり方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

開催日		議題
第１回	平成 29 年 8 月 24 日(木)	・高齢者福祉計画・介護保険事業計画について ・佐川町の現状 ・アンケート調査について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 ・在宅介護実態調査結果 ・その他
第２回	平成 29 年 10 月 19 日(木)	・第 6 期計画の現状評価と今後の方向性 ・事業所アンケート・家族介護者懇談会報告 ・第 7 期計画期間の将来推計・サービス基盤整備の方向 ・その他
第３回	平成 29 年 12 月 18 日(月)	・高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画 素案について ・介護保険サービスの基盤整備について ・第 7 期介護保険サービス事業量推計結果について ・パブリックコメントについて ・その他
第４回	平成 30 年 2 月 8 日（木）	・パブリックコメントの結果について ・高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（案） について ・その他

（６）パブリックコメントの実施

町民から広く意見を得て、計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

■実施期間　平成 29 年 12 月 27 日（水）～平成 30 年 1 月 10 日（水）

■公表方法及び公表場所

町ホームページ、健康福祉課（健康福祉センターかわせみ）

■意見提出　０件

６ 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、保険者が定める区域となっています。

地域福祉アクションプランでは、尾川地区、加茂地区、黒岩地区、佐川地区、斗賀野地区の 5 地区において、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。

本計画においても、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、見守り、支え合い、生活支援といった住民主体サービスの構築については、地域福祉アクションプランと連携を図りながら、5 地区で推進することとしますが、医療、介護、住まいといった施策については、人口規模等を鑑みて、町全体で施策を展開することとします。

このようなことから、介護保険法に基づく日常生活圏域については、前期計画に引き続き町全域を１つの日常生活圏域としますが、「地域包括ケアシステム」の構築については、5 地区の実情に応じた施策を展開します。

第２章　高齢者等に関する現状

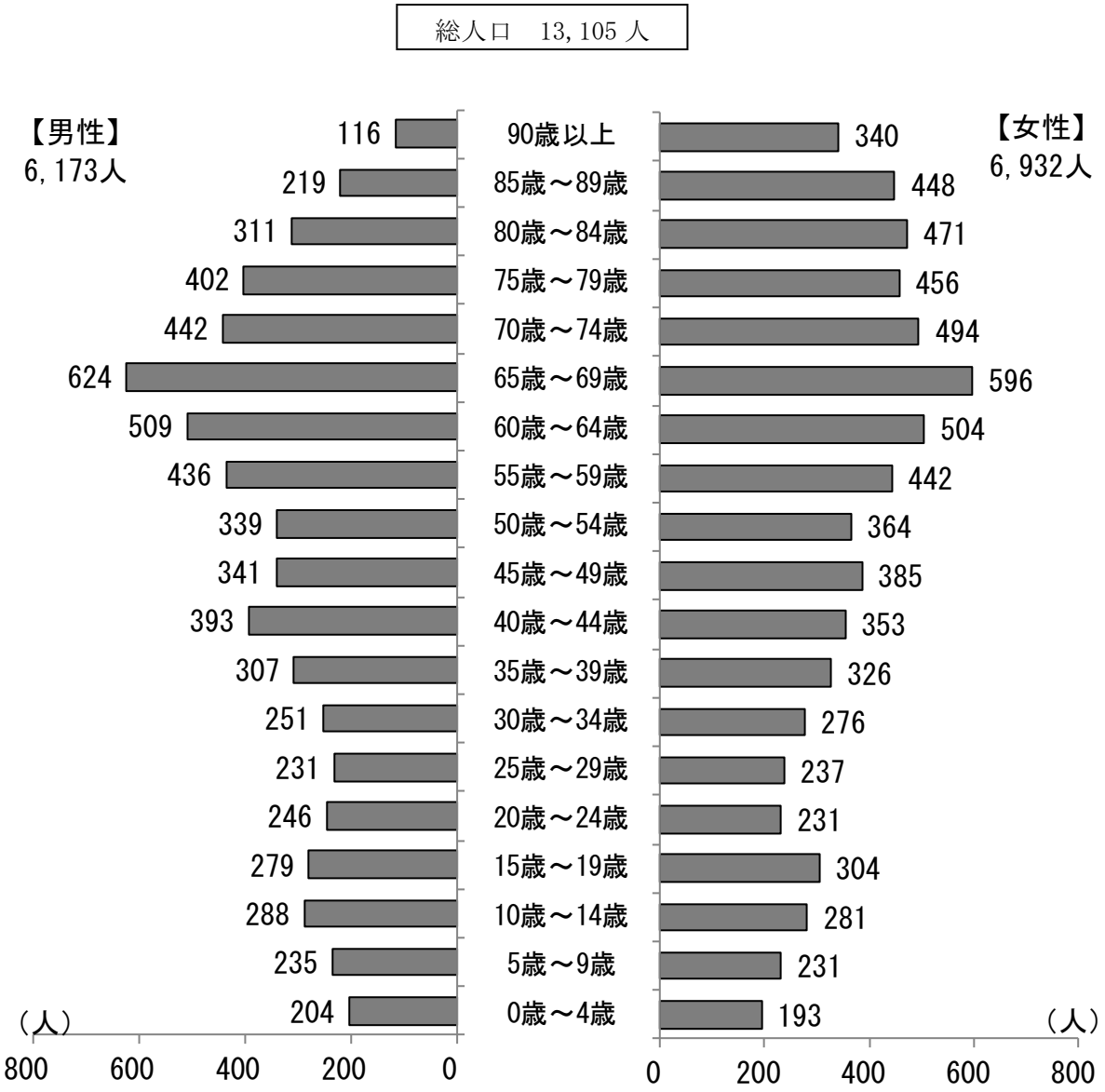
第２章　高齢者等に関する現状

１ 人口等の実績

（１）人口構成

本町の平成 29 年 9 月末現在の人口は、男性 6,173 人、女性 6,932 人で合計 13,105 人となっています。年齢階層別にみると、男女ともに「65～69 歳」が最も多くなっています。

■人口ピラミッド



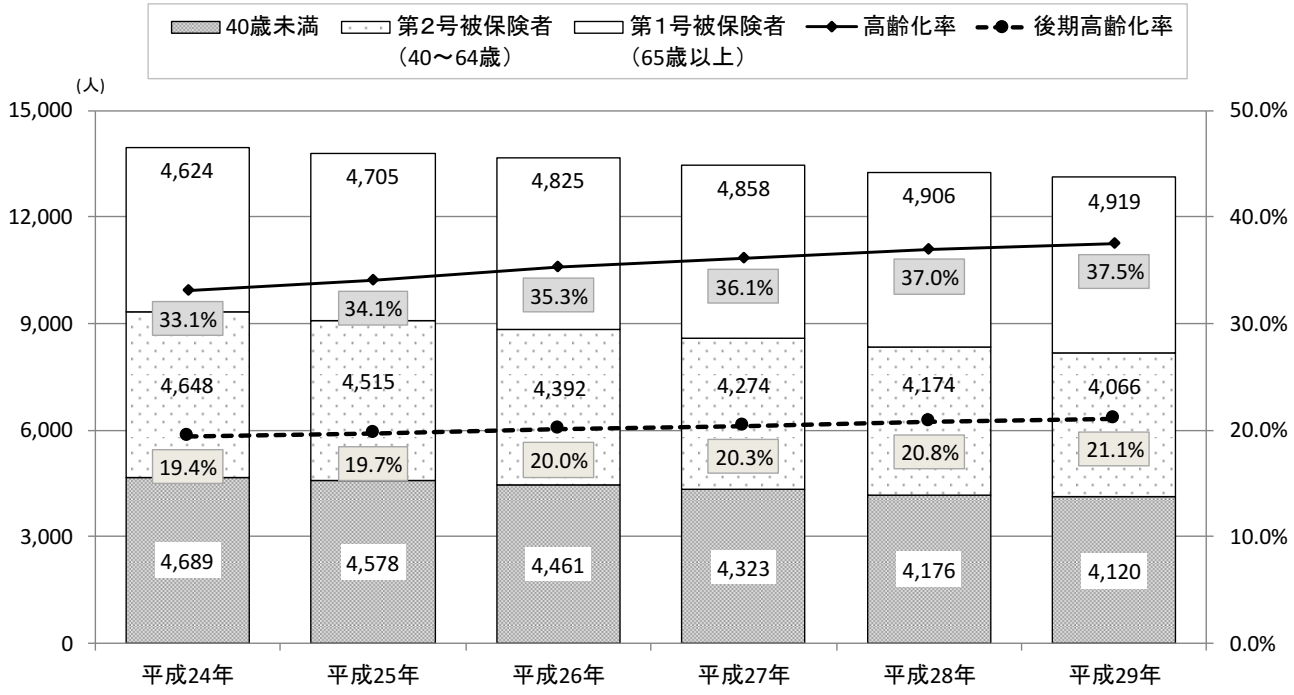
出展：住民基本台帳　平成 29 年 9 月末現在

（２）人口実績の推移

本町の総人口は、平成 24 年の 13,961 人から、平成 29 年には 13,105 人と、856 人減少しています。年齢階層別にみると、65 歳以上、75 歳以上人口は増加傾向となっていますが、40～64 歳、40 歳未満人口は減少傾向となっています。

年齢		人口実績（外国人を含む）					
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
	第1号被保険者（65 歳以上）	4,624 人	4,705 人	4,825 人	4,858 人	4,906 人	4,919 人
	（内　75 歳以上）	2,708 人	2,713 人	2,742 人	2,737 人	2,756 人	2,763 人
	第2号被保険者（40～64 歳）	4,648 人	4,515 人	4,392 人	4,274 人	4,174 人	4,066 人
	40 歳未満	4,689 人	4,578 人	4,461 人	4,323 人	4,176 人	4,120 人
総人口		13,961 人	13,798 人	13,678 人	13,455 人	13,256 人	13,105 人
高齢化率		33.1%	34.1%	35.3%	36.1%	37.0%	37.5%
後期高齢化率		19.4%	19.7%	20.0%	20.3%	20.8%	21.1%

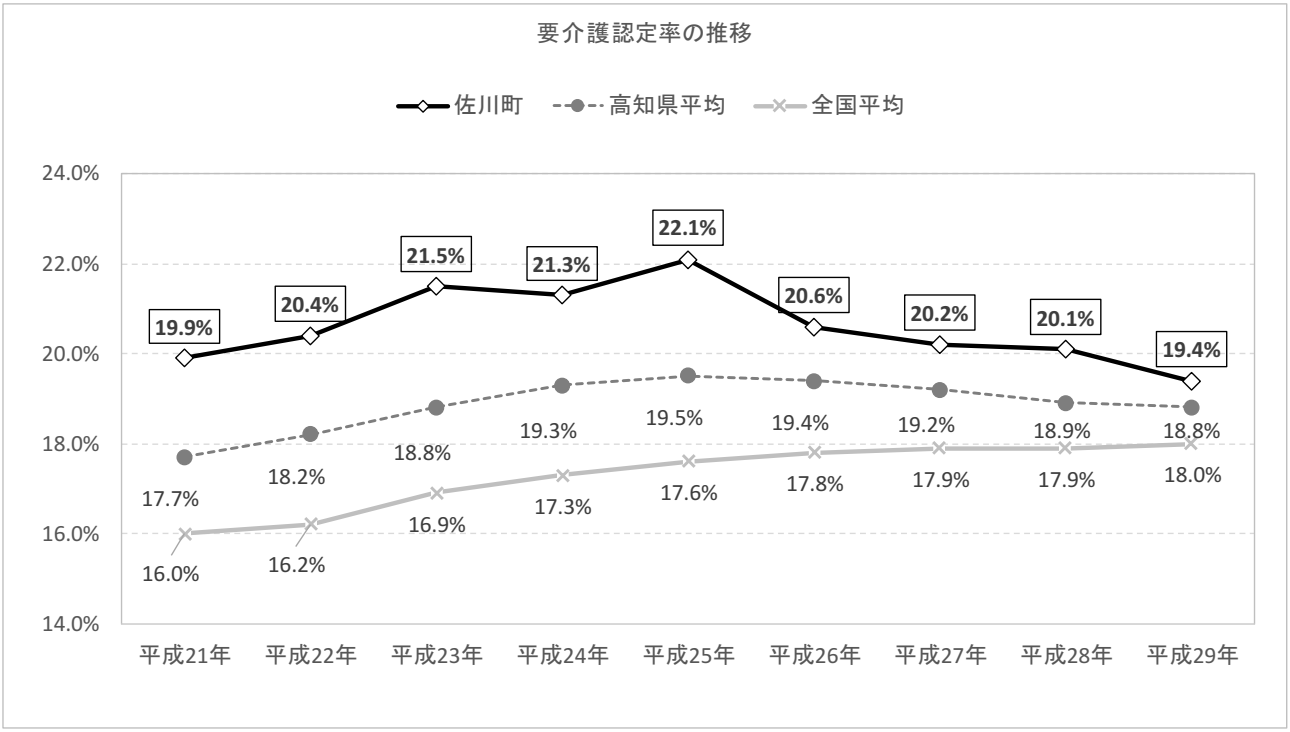
出展：住民基本台帳　9 月末現在



（３）第１号被保険者の要介護認定率の推移

本町における第 1 号被保険者の要介護認定率は、平成 21 年 19.9%から平成 25 年 22.1%にかけて上昇していましたが、平成 26 年以降減少に転じ、平成 29 年 3 月末時点で 19.4%となっています。

全国、高知県平均と比較すると、各年で全国、高知県平均より高い認定率となっています。

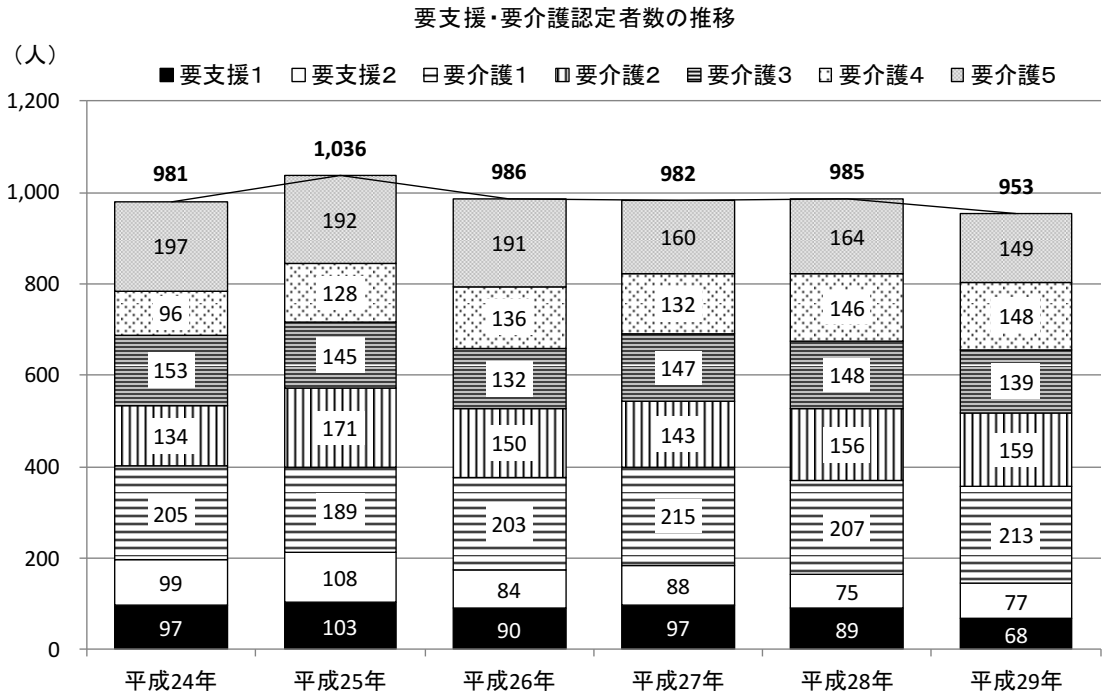


出展：平成 20 年から平成 27 年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
平成 28、29 年：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

（４）要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護度認定者数の推移は、平成 24 年 981 人から平成 29 年 953 人となっており、28 人減少しています。介護度別にみると要介護 4 が増加傾向にあります。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	構成比（%）(H29)
要支援 1	97 人	103 人	90 人	97 人	89 人	68 人	7.1%
要支援 2	99 人	108 人	84 人	88 人	75 人	77 人	8.1%
要介護 1	205 人	189 人	203 人	215 人	207 人	213 人	22.4%
要介護 2	134 人	171 人	150 人	143 人	156 人	159 人	16.7%
要介護 3	153 人	145 人	132 人	147 人	148 人	139 人	14.6%
要介護 4	96 人	128 人	136 人	132 人	146 人	148 人	15.5%
要介護 5	197 人	192 人	191 人	160 人	164 人	149 人	15.6%
総認定者数	981 人	1,036 人	986 人	982 人	985 人	953 人	100.0%



出展：平成 24 年から平成 27 年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
平成 28、29 年：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

２ 第６期計画期間における給付実績

（１）介護給付

① 居宅サービス

第 6 期計画における居宅サービスの計画値と実績値を比較すると、平成 27 年度は計画対比 96.9%、平成 28 年度は 83.9%と計画を下回る実績となっています。

サービス別の計画対比の状況は下表のとおりとなっています。

（単位：千円、人／年）

サービスの種類		平成 27 年度			平成 28 年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
居宅サービス		459,715	474,614	96.9%	385,654	459,591	83.9%
訪問介護	給付費	65,849	76,686	85.9%	56,920	84,612	67.3%
	利用人数	1,654	1,680	98.5%	1,491	1,752	85.1%
訪問入浴介護	給付費	3,198	1,649	194.0%	2,795	1,752	159.5%
	利用人数	62	36	172.2%	48	36	133.3%
訪問看護	給付費	6,693	4,819	138.9%	6,112	4,905	124.6%
	利用人数	277	276	100.4%	255	300	85.0%
訪問リハビリテーション	給付費	7,708	7,556	102.0%	6,263	8,284	75.6%
	利用人数	174	168	103.6%	152	180	84.4%
居宅療養管理指導	給付費	1,282	1,169	109.7%	1,110	1,298	85.5%
	利用人数	210	228	92.1%	205	240	85.4%
通所介護	給付費	141,955	137,119	103.5%	84,914	75,805	112.0%
	利用人数	1,769	1,764	100.3%	1,084	984	110.2%
通所リハビリテーション	給付費	129,057	121,988	105.8%	128,521	124,860	102.9%
	利用人数	1,497	1,500	99.8%	1,500	1,536	97.7%
短期入所生活介護	給付費	53,884	76,896	70.1%	55,306	108,907	50.8%
	利用人数	514	696	73.9%	472	936	50.4%
短期入所療養介護	給付費	10,393	10,474	99.2%	8,191	11,312	72.4%
	利用人数	130	132	98.5%	102	144	70.8%
特定施設入居者生活介護	給付費	11,494	8,600	133.7%	7,384	8,584	86.0%
	利用人数	59	48	122.9%	39	48	81.3%
福祉用具貸与	給付費	21,987	23,716	92.7%	23,206	25,176	92.2%
	利用人数	2,278	2,592	87.9%	2,477	2,760	89.7%
特定福祉用具販売	給付費	1,744	1,477	118.1%	1,126	1,508	74.7%
	利用人数	77	84	91.7%	59	84	70.2%

※計画対比については、小数点第 2 位を四捨五入しています。また、各サービス別給付費の合計は、千円単位以下の取扱いにより、一致しない場合があります。（以下同様）

② 地域密着型サービス

第 6 期計画における地域密着型サービスの計画値と実績値を比較すると、平成 27 年度は計画対比 89.4%、平成 28 年度は 90.9%と計画を下回る実績となっています。

サービス別の計画対比の状況は下表のとおりとなっています。

（単位：千円、人／年）

サービスの種類		平成 27 年度			平成 28 年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
地域密着型サービス		255,019	285,342	89.4%	328,273	361,142	90.9%
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	－	0	0	－
	利用人数	0	0	－	0	0	－
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	利用人数	0	0	－	0	0	－
認知症対応型通所介護	給付費	0	14,500	0.0%	0	14,442	0.0%
	利用人数	0	144	0.0%	0	144	0.0%
小規模多機能型居宅介護	給付費	28,867	33,162	87.0%	39,257	33,096	118.6%
	利用人数	160	204	78.4%	213	204	104.4%
認知症対応型共同生活介護	給付費	153,060	157,563	97.1%	152,946	157,856	96.9%
	利用人数	643	648	99.2%	638	648	98.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	利用人数	0	0	－	0	0	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	73,092	80,117	91.2%	74,854	79,943	93.6%
	利用人数	340	348	97.7%	348	348	100.0%
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	利用人数	0	0	－	0	0	－
地域密着型通所介護	給付費	0	0	－	61,216	75,805	80.8%
	利用人数	0	0	－	794	984	80.7%

③ 施設サービス

第 6 期計画における施設サービスの計画値と実績値を比較すると、平成 27 年度は計画対比 93.7%、平成 28 年度は 91.1%と計画を下回る実績となっています。

サービス別の計画対比の状況は下表のとおりとなっています。

（単位：千円、人／年）

サービスの種類		平成 27 年度			平成 28 年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護保険施設サービス		623,916	665,817	93.7%	605,562	664,531	91.1%
介護老人福祉施設	給付費	385,070	436,269	88.3%	362,737	435,426	83.3%
	利用人数	1,712	1,896	90.3%	1,527	1,896	80.5%
介護老人保健施設	給付費	86,062	100,511	85.6%	97,202	100,317	96.9%
	利用人数	358	420	85.2%	401	420	95.5%
介護療養型医療施設	給付費	152,784	129,037	118.4%	145,622	128,788	113.1%
	利用人数	426	360	118.3%	406	360	112.8%

④ その他の介護サービス

第 6 期計画における住宅改修及び居宅介護支援の計画値と実績値を比較した結果は、下表のとおりとなっています。

（単位：千円、人／年）

サービスの種類		平成 27 年度			平成 28 年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
住宅改修	給付費	4,471	2,465	181.4%	3,806	2,588	147.1%
	利用人数	74	72	102.8%	82	72	113.9%
居宅介護支援	給付費	60,653	55,823	108.7%	61,270	58,871	104.1%
	利用人数	4,297	4,176	102.9%	4,309	4,392	98.1%

（２）予防給付

① 居宅サービス

第 6 期計画における介護予防居宅サービスの計画値と実績値を比較すると、平成 27 年度は計画対比 81.2%、平成 28 年度は 69.0%と計画を下回る実績となっています。

サービス別の計画対比の状況は下表のとおりとなっています。

（単位：千円、人／年）

サービスの種類		平成 27 年度			平成 28 年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護予防サービス		43,273	53,270	81.2%	37,947	54,999	69.0%
介護予防訪問介護	給付費	16,775	19,683	85.2%	13,509	20,550	65.7%
	利用人数	813	936	86.9%	656	984	66.7%
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	利用人数	0	0	－	0	0	－
介護予防訪問看護	給付費	615	311	197.7%	439	468	93.7%
	利用人数	33	24	137.5%	26	36	72.2%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	578	0	－	1,533	0	－
	利用人数	13	0	－	30	0	－
介護予防居宅療養管理指導	給付費	20	0	－	181	0	－
	利用人数	4	0	－	12	0	－
介護予防通所介護	給付費	9,853	14,181	69.5%	6,983	15,738	44.4%
	利用人数	413	516	80.0%	272	600	45.3%
介護予防通所リハビリテーション	給付費	9,574	11,653	82.2%	8,747	10,687	81.9%
	利用人数	320	276	115.9%	309	252	122.6%
介護予防短期入所生活介護	給付費	0	0	－	77	0	－
	利用人数	0	0	－	2	0	－
介護予防短期入所療養介護	給付費	23	0	－	14	0	－
	利用人数	2	0	－	1	0	－
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	利用人数	0	0	－	0	0	－
介護予防福祉用具貸与	給付費	4,090	4,817	84.9%	3,968	4,888	81.2%
	利用人数	744	840	88.6%	755	840	89.9%
特定介護予防福祉用具販売	給付費	359	519	69.2%	590	539	109.5%
	利用人数	21	36	58.3%	30	36	83.3%

② 地域密着型介護予防サービス

第６期計画における地域密着型介護予防サービスの計画値と実績値を比較すると、平成 27 年度は計画対比 55.3%、平成 28 年度は 47.5%と計画を下回る実績となっています。

サービス別の計画対比の状況は下表のとおりとなっています。

（単位：千円、人／年）

サービスの種類		平成 27 年度			平成 28 年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
地域密着型介護予防サービス		1,636	2,959	55.3%	1,407	2,961	47.5%
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	利用人数	0	0	－	0	0	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	857	2,959	29.0%	1,407	2,961	47.5%
	利用人数	14	36	38.9%	27	36	75.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	779	0	－	0	0	－
	利用人数	4	0	－	0	0	－

③ その他の介護予防サービス

第６期計画における介護予防住宅改修及び介護予防支援の計画値と実績値を比較した結果は、下表のとおりとなっています。

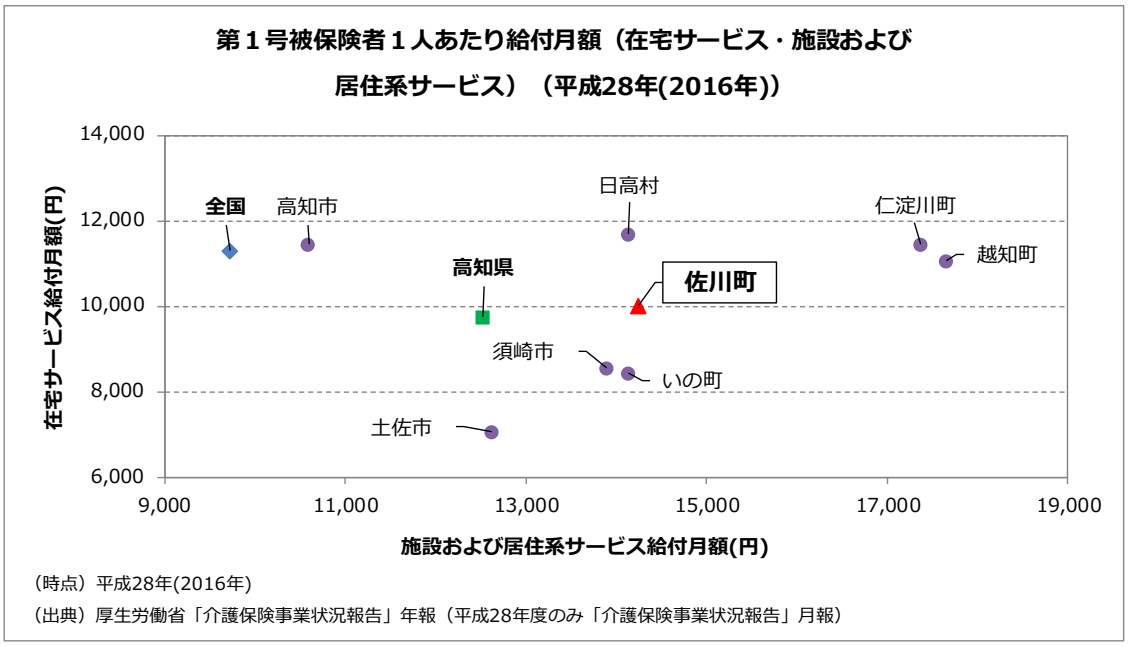
（単位：千円、人／年）

サービスの種類		平成 27 年度			平成 28 年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護予防住宅改修	給付費	1,386	2,106	65.8%	1,906	2,129	89.5%
	利用人数	27	60	45.0%	31	60	51.7%
介護予防支援	給付費	6,784	6,948	97.6%	5,750	6,948	82.8%
	利用人数	1,542	1,668	92.4%	1,307	1,668	78.4%

（３）給付の特徴

① 第１号被保険者１人あたり給付月額の状況

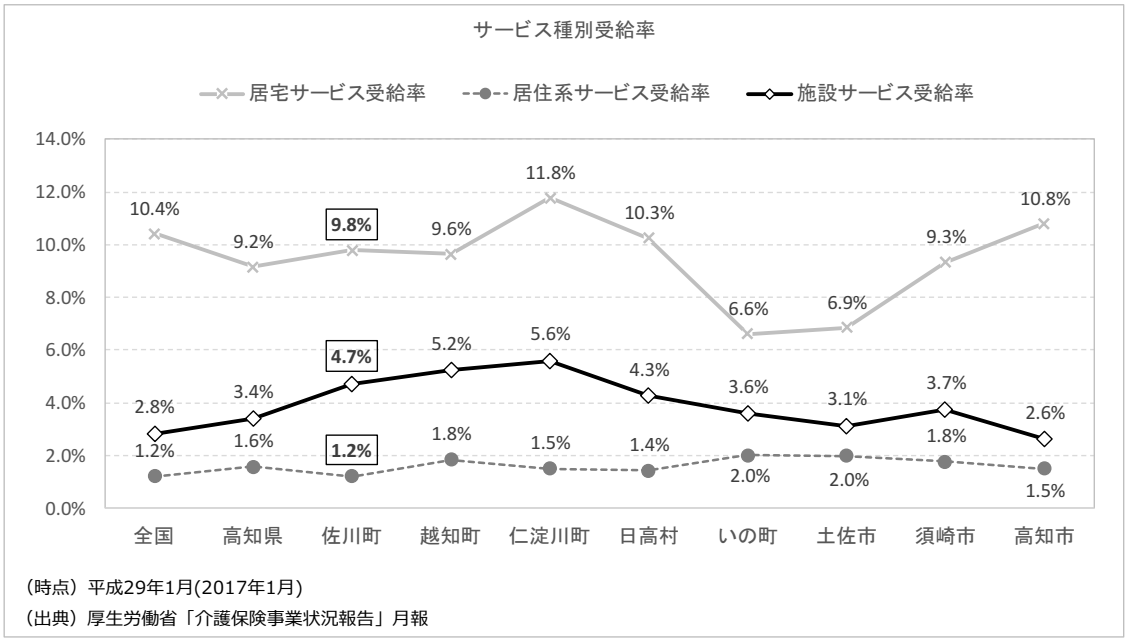
平成 28 年の第 1 号被保険者１人あたり給付月額の状況をみると、本町は施設・居住系サービスの給付月額 14,252 円、在宅サービス 10,013 円となっており、全国平均（施設・居住系 9,728 円、在宅 11,317 円）と比べると施設・居住系が高く、高知県平均（施設・居住系 12,523 円、在宅 9,768 円）と比べると、施設・居住系、在宅サービスともに高くなっています。



（時点）平成28年(2016年)
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

② 第１号被保険者１人当たりサービス受給率の状況

平成 29 年 1 月時点のサービスの受給率をみると、居宅サービス受給率が 9.8%、施設サービス受給率が 4.7%、居住系サービス受給率が 1.2%となっています。



（時点）平成29年1月(2017年1月)
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

（４）介護予防・生活支援サービス事業

団塊の世代が 75 歳以上になる 2025（平成 37）年に向け、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。

このような中、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域全体で支える体制づくりとともに、高齢者自身が健康づくりや介護予防に取り組むことが大切となり、その仕組みづくりを行う事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。

本町では平成 28 年 3 月から事業を開始し、65 歳以上の全ての方を対象に、一人ひとりの生活実態に合わせた介護予防と生活支援サービスの提供を行い、高齢者の自立に向けた取り組みを行っています。平成 29 年度末時点で、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスを実施しています。

サービスの種類		平成 28 年度	平成 29 年度
訪問型サービス	給付費	2,890　千円	5,906　千円
	利用人数	187　人	349　人
通所型サービス	給付費	2,291　千円	4,117　千円
	利用人数	108　人	181　人

※平成 29 年度は、4 月～9 月までの合計値。

３ 人口・要介護認定者数の将来推計

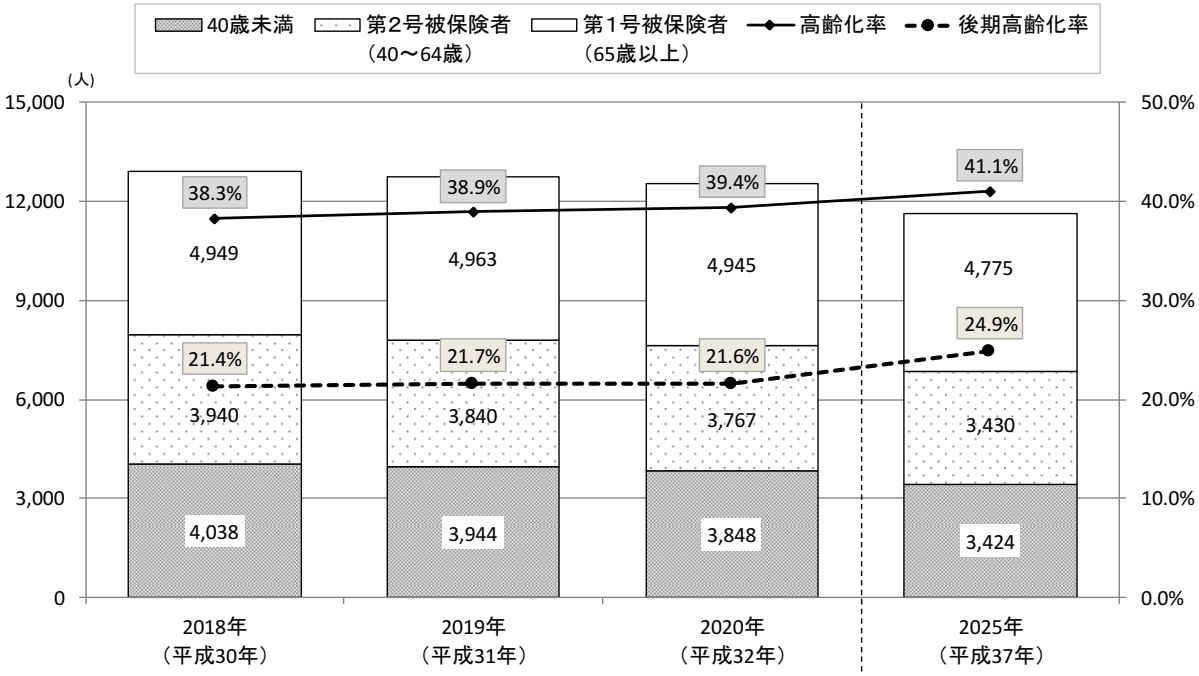
（１）人口推計結果

人口推計は、平成 25 年から平成 29 年までの、住民基本台帳人口（9 月末現在）を用いてコーホート変化率法により行いました。

推計結果をみると、総人口は今後も減少し本計画期間の最終年度となる 2020（平成 32）年には 12,560 人、2025（平成 37）年には 11,629 人まで減少する見込みとなっています。

一方、後期高齢者数は 2025（平成 37）年に向けて増加する見込みとなっており、2,895 人、後期高齢化率 24.9%に達する見込みとなっています。

	第 7 期計画期間			第 9 期
	2018 年（平成 30 年）	2019 年（平成 31 年）	2020 年（平成 32 年）	2025 年（平成 37 年）
第 1 号被保険者（65 歳以上）	4,949 人	4,963 人	4,945 人	4,775 人
（内　75 歳以上）	2,761 人	2,760 人	2,718 人	2,895 人
第 2 号被保険者（40～64 歳）	3,940 人	3,840 人	3,767 人	3,430 人
40 歳未満	4,038 人	3,944 人	3,848 人	3,424 人
総人口	12,927 人	12,747 人	12,560 人	11,629 人
高齢化率	38.3%	38.9%	39.4%	41.1%
後期高齢化率	21.4%	21.7%	21.6%	24.9%



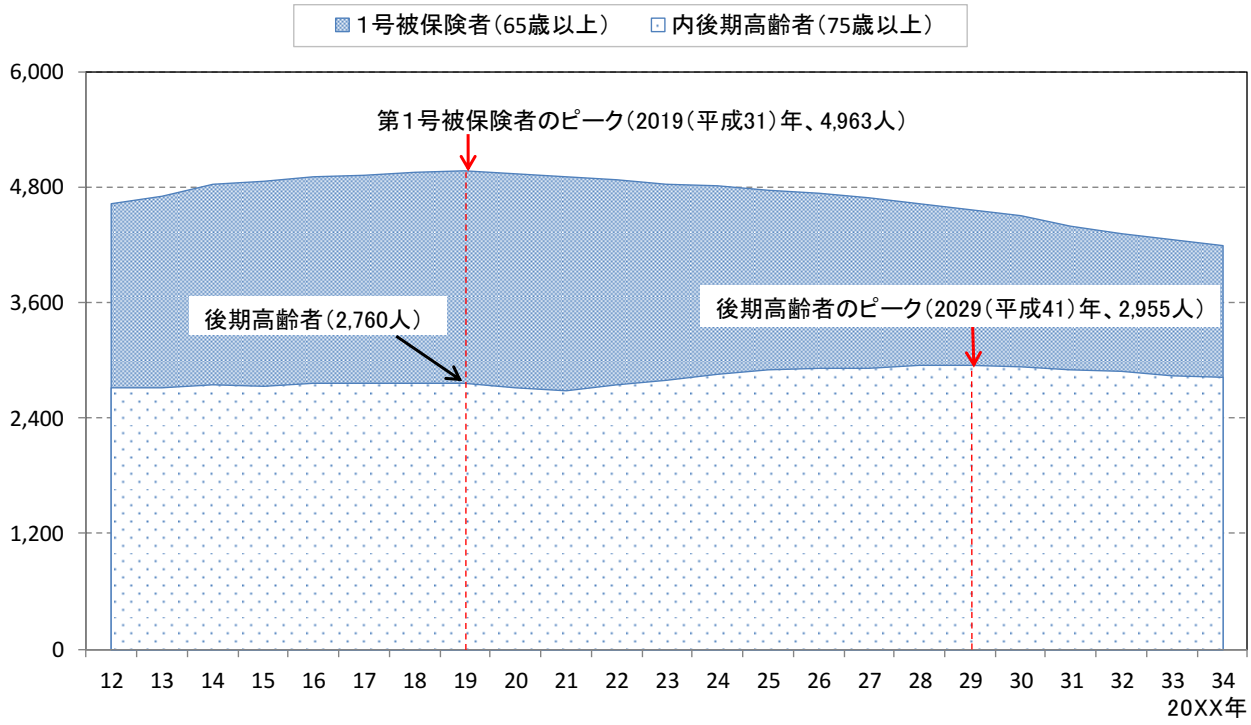
※「コーホート変化率法」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

（２）高齢者数のピーク

総人口が減少を続ける中では、高齢化率は上昇を続けることとなります。

率ではなく高齢者数に着目した施策を検討する必要があることから、本町の高齢者数のピークを確認するため長期推計を行いました。

その結果、本町の 65 歳以上人口のピークは、2019（平成 31）年に 4,963 人とピークを迎え、その後は減少期に入りますが、後期高齢者人口は 2029（平成 41）年の 2,955 人まで増加する見込みとなっています。



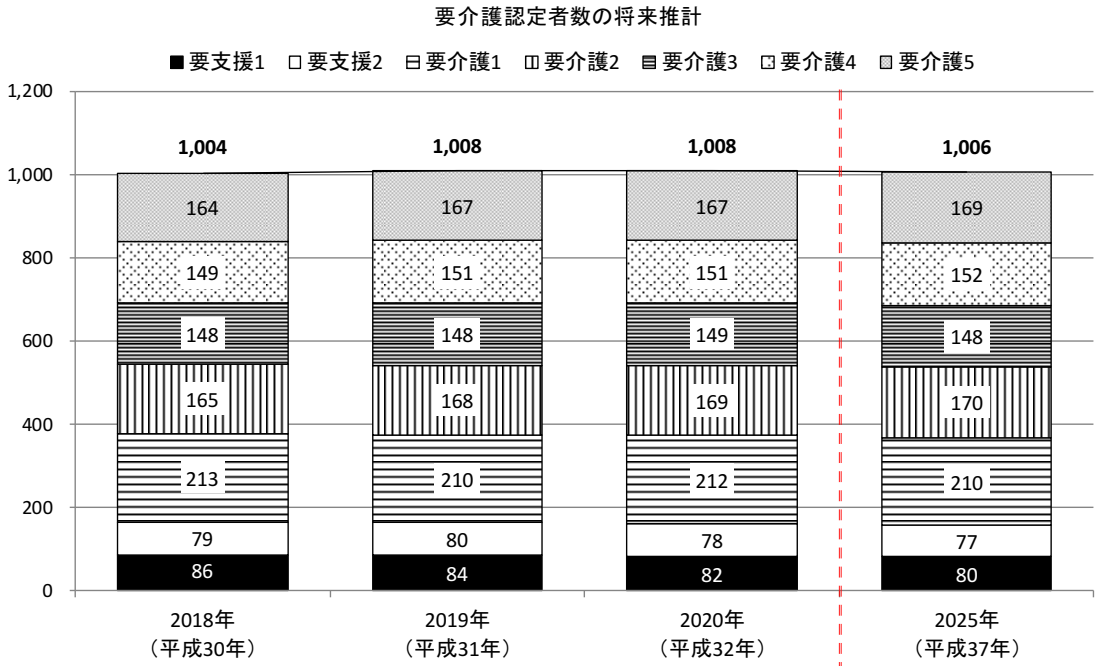
（３）要支援・要介護認定者の推計

認定者数の見込みをみると、2018（平成 30）年は 1,004 人、2020（平成 32）年は 1,008 人となっており、本計画期間中は横ばいで推移すると見込まれます。

また、2025（平成 37）年は 1,006 人と見込まれます。

	2018 年 （平成 30 年）	2019 年 （平成 31 年）	2020 年 （平成 32 年）	2025 年 （平成 37 年）
要支援 1	86 人	84 人	82 人	80 人
要支援 2	79 人	80 人	78 人	77 人
要介護 1	213 人	210 人	212 人	210 人
要介護 2	165 人	168 人	169 人	170 人
要介護 3	148 人	148 人	149 人	148 人
要介護 4	149 人	151 人	151 人	152 人
要介護 5	164 人	167 人	167 人	169 人
合　計	1,004 人	1,008 人	1,008 人	1,006 人

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。



４ これからの介護保険のための調査結果（概要）

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から、全国平均との対比が可能な項目について比較を行うことで、本町の現状をみました。

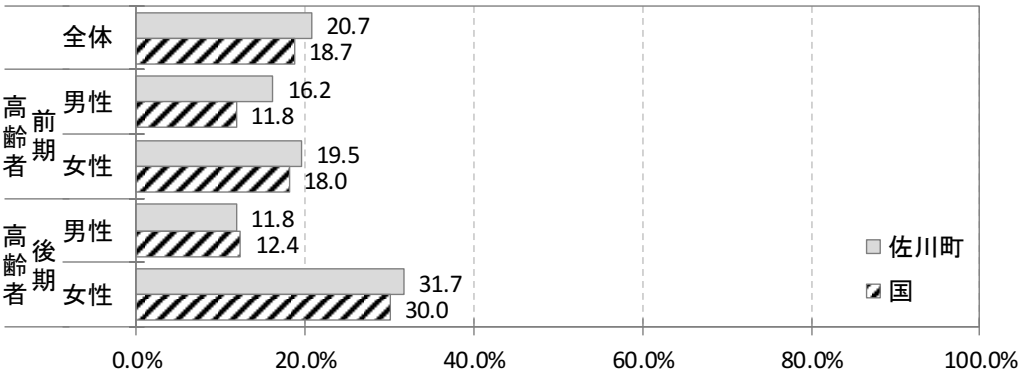
なお、全国平均値については、平成 29 年 10 月末日現在を用いています。

① 世帯の状況

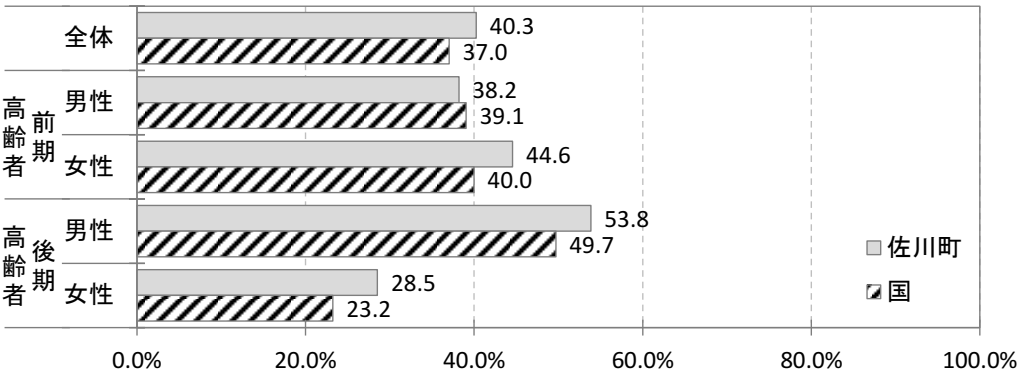
本町の独居高齢者の割合をみると、全体で 20.7%となっており全国平均 18.7%を 2.0 ポイント上回っており、夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）高齢者の割合は、全体で 40.3%で全国平均 37.0%を 3.3 ポイント上回っています。

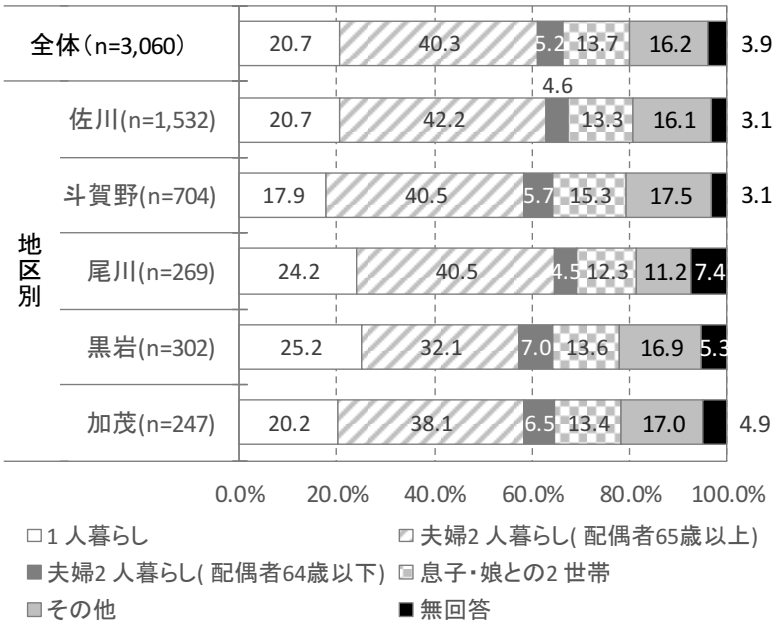
地区別にみると、独居高齢者の割合が最も高い地区が黒岩地区（25.2%）、夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）の割合が最も高い地区が佐川地区（42.2%）となっています。

独居高齢者の割合



夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)高齢者の割合

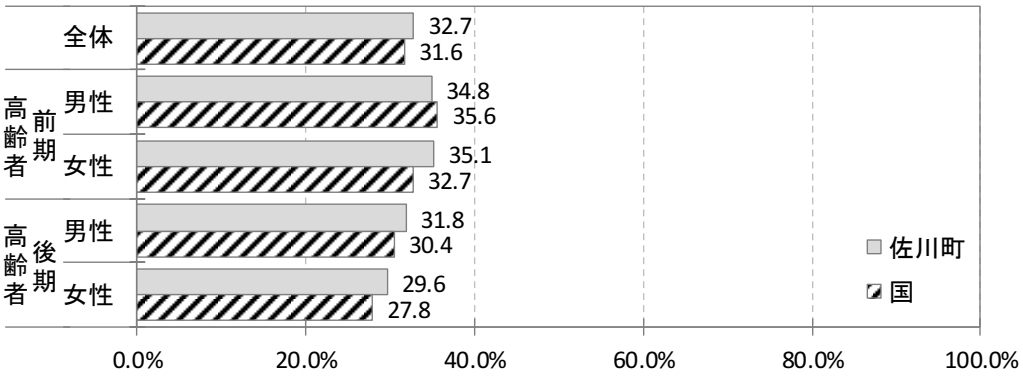




② 高齢者の経済状況

現在の暮らしが苦しいと答えた高齢者の割合をみると、全体で 32.7％となっており全国平均 31.6％を 1.1 ポイント上回っています。

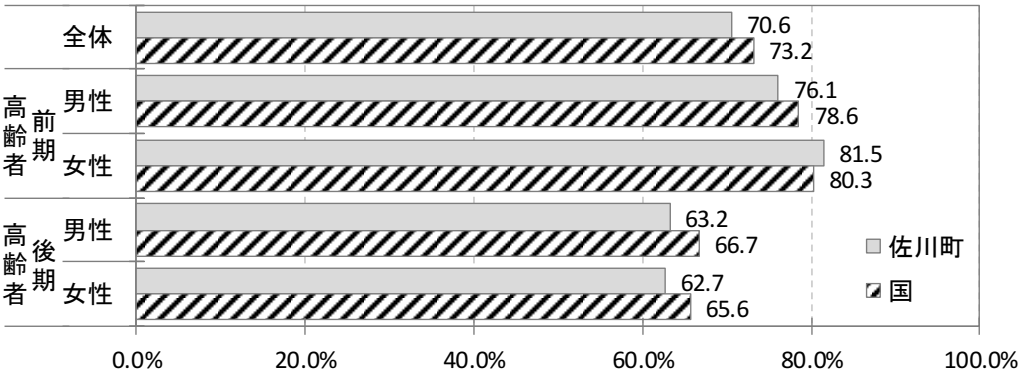
現在の暮らしが苦しい高齢者の割合



③ 主観的健康観

主観的健康観で「とてもよい」「まあよい」と答えた高齢者の割合は、全体で 70.6%となっており、全国平均 73.2%を 2.6 ポイント下回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、前期高齢者の女性のみ全国平均を上回っています。

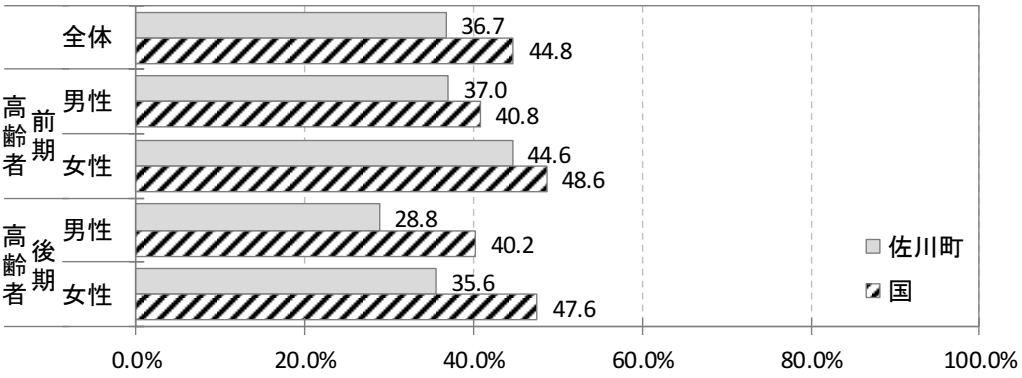
主観的健康観の高い高齢者の割合



④ 主観的幸福感

主観的幸福感を 10 点満点で尋ねた質問で、8 点以上の高齢者の割合は、全体で 36.7%となっており、全国平均 44.8%より 8.1 ポイント低くなっています。前期・後期高齢者、男女別にみると、すべてで全国平均を下回っており、特に後期高齢者の割合が全国平均より低くなっています。

主観的幸福感の高い高齢者の割合

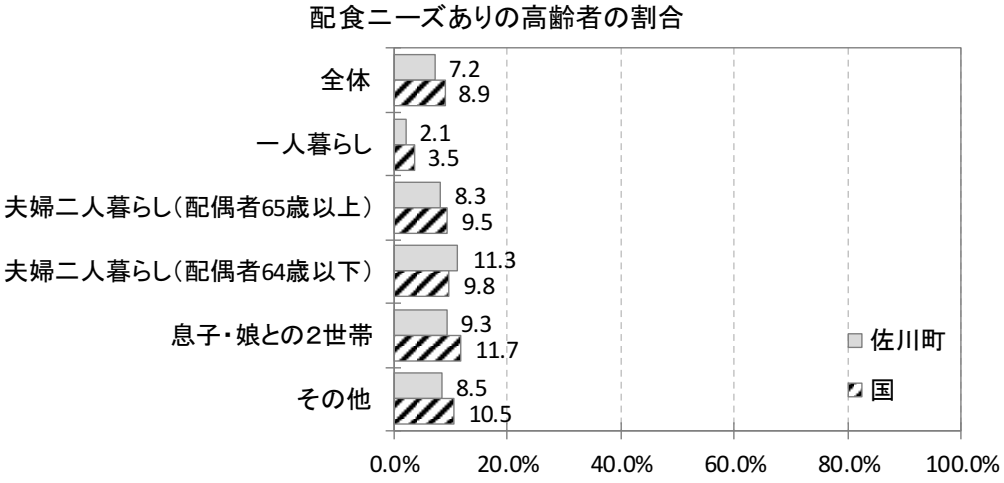


※主観的健康観とは、健康状態について、「とてもよい」「まあよい」「あまりよくない」「よくない」の 4 段階で回答。

※主観的幸福感とは、現在どの程度幸せか、「とても不幸」を 0 点、「とても幸せ」を 10 点として 10 点満点で回答。

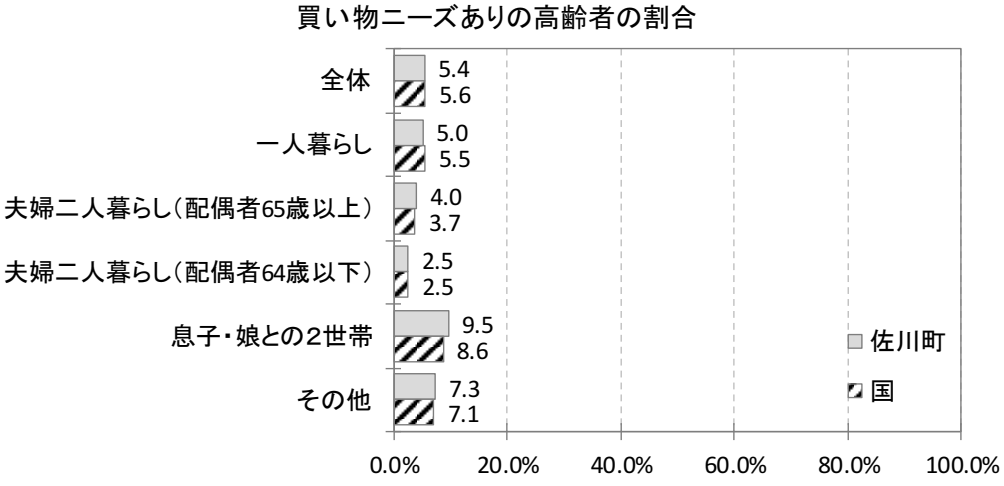
⑤ 配食のニーズがある（食事の準備が出来ない）高齢者の割合

食事の準備が出来ない高齢者の割合は、全体で 7.2%となっており、全国平均 8.9%を 1.7 ポイント下回っています。一人暮らし高齢者での該当者は 2.1%となっています。



⑥ 買い物支援のニーズがある（買い物が出来ない）高齢者の割合

買い物が出来ない高齢者の割合は、全体で 5.4%となっており、全国平均 5.6%を 0.2 ポイント下回っています。一人暮らし高齢者での該当者は 5.0%となっています。



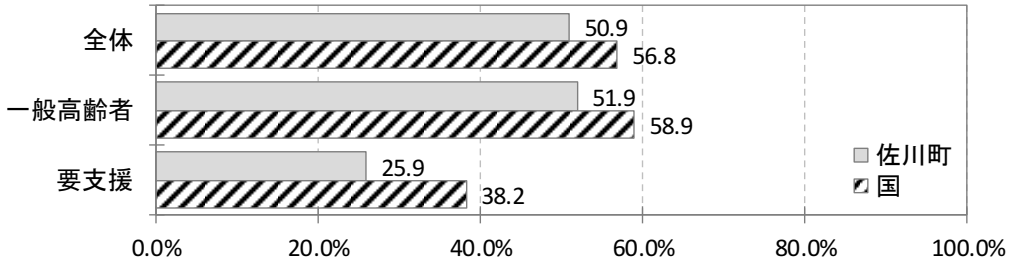
⑦ 地域づくりへの参加意向

地域づくりへの参加意向で、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」と答えた“参加意向のある高齢者”の割合は、全体で 50.9％となっており、全国平均 56.8％を 5.9 ポイント下回っています。

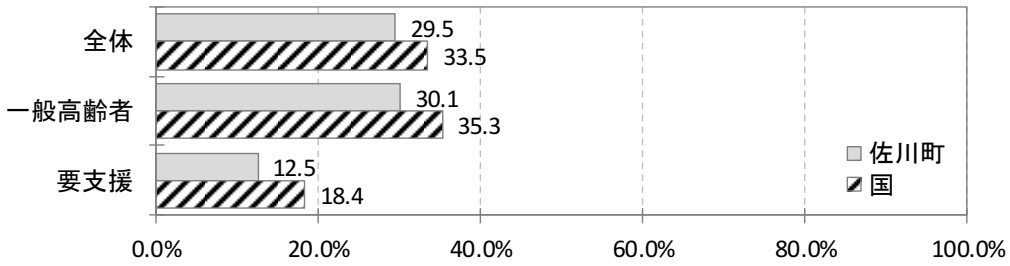
企画・運営（お世話役）としての参加意向では、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」と答えた“参加意向のある高齢者”の割合は、全体で 29.5％となっており、全国平均 33.5％を 4.0 ポイント下回っています。

参加意向を地区別にみると、参加意向が最も高いのが斗賀野地区（52.3％）、企画・運営（お世話役）としての参加意向が最も高いのが加茂地区（30.3％）となっています。

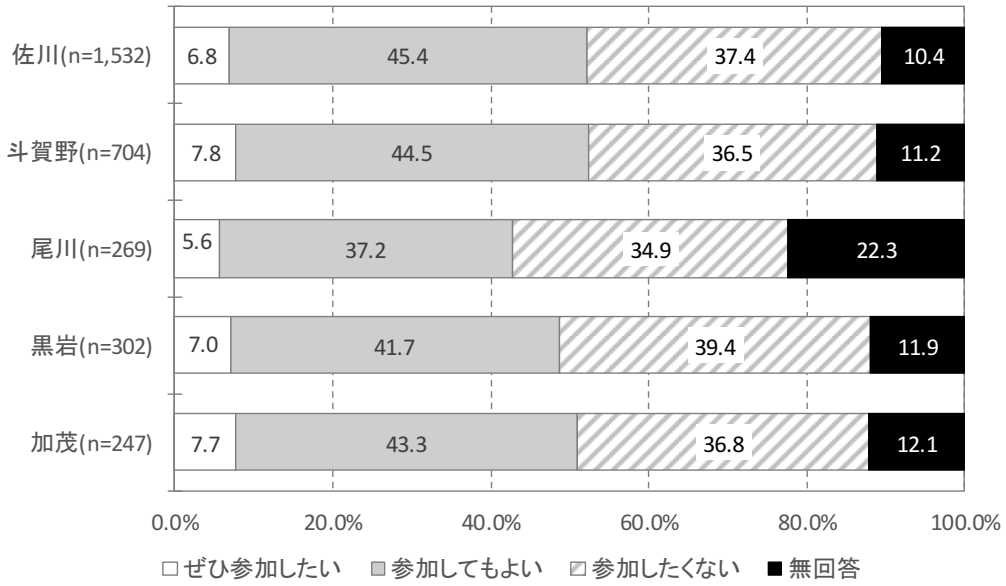
地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合



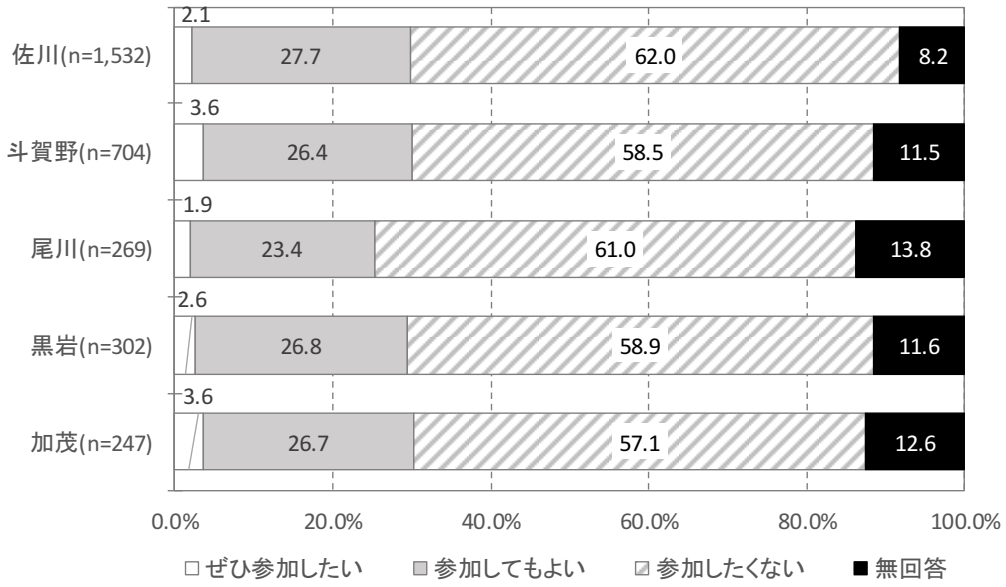
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合



参加者として



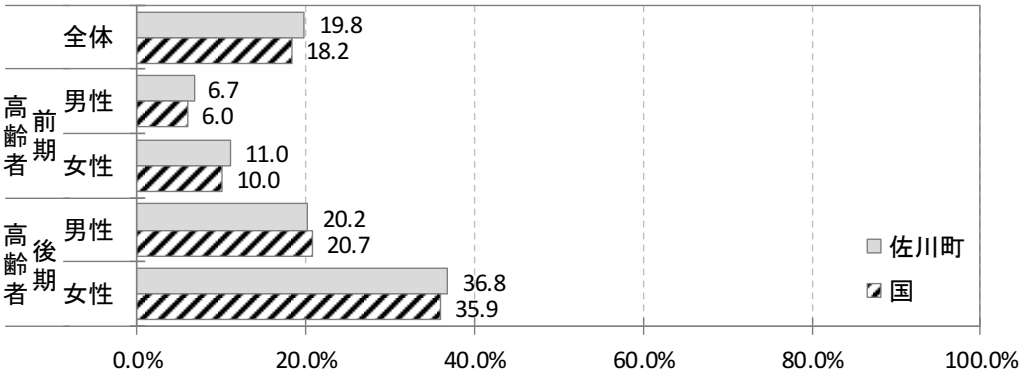
企画・運営として



⑧ 運動機能低下リスク高齢者の割合

運動機能が低下していると思われる高齢者の割合は、全体で 19.8%となっており、全国平均 18.2 を 1.6 ポイント上回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、後期高齢者の男性のみ全国平均を下回っています。

運動器機能リスク高齢者の割合

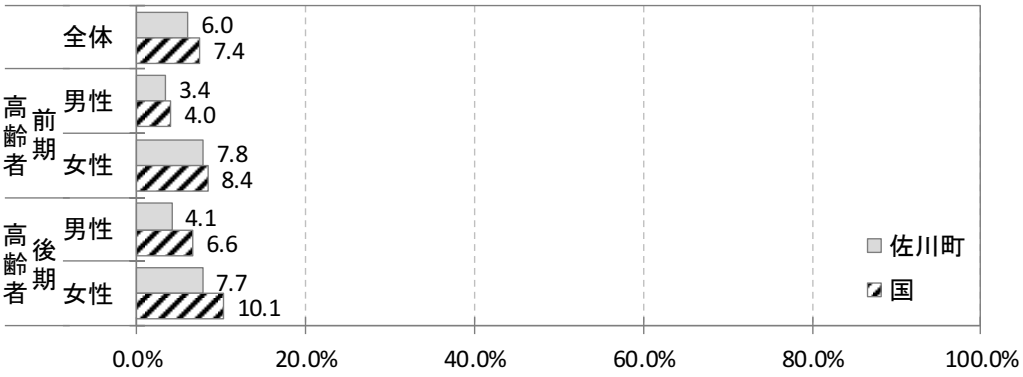


※運動リスクとは、運動に関する設問５問中、３問以上に該当するとリスクあり。

⑨ 栄養改善リスク高齢者の割合

栄養改善リスクの高い高齢者の割合は、全体で 6.0%となっており、全国平均 7.4%を 1.4 ポイント下回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、すべてで全国平均を下回っています。

栄養改善リスク高齢者の割合

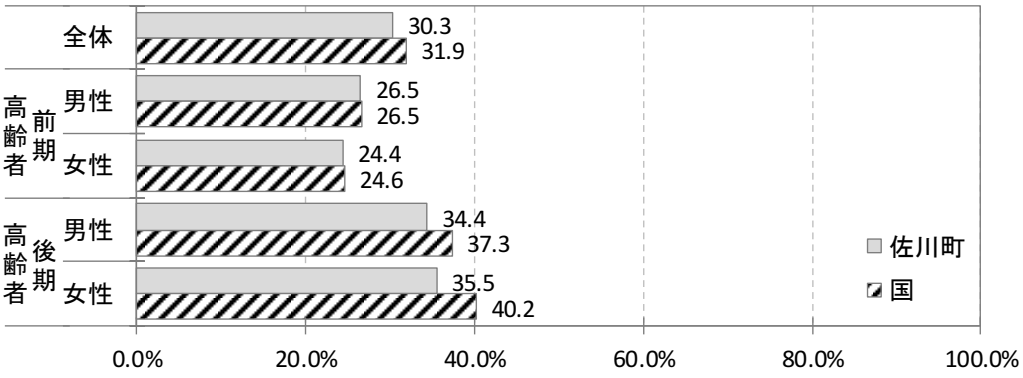


※栄養改善リスクとは、BMI（体重（kg）÷身長（m）2）が 18.5 未満でリスクあり。

⑩ 口腔機能の低下リスク高齢者の割合

口腔機能の低下リスクの高い高齢者の割合は、全体で 30.3%となっており、全国平均 31.9%を 1.6 ポイント下回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、前期高齢者の男性は全国平均レベルとなっています。

口腔機能リスク高齢者の割合

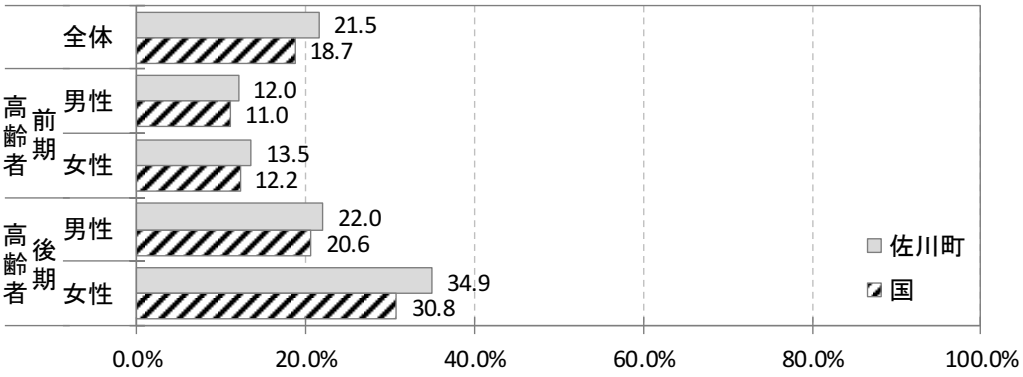


※口腔機能の低下リスクとは、半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかで判定。

⑪ 閉じこもりリスクの高い高齢者の割合

閉じこもりリスクの高い高齢者の割合は、全体で 21.5%となっており、全国平均 18.7%を 2.8 ポイント上回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、すべてで全国平均を上回っており、特に後期高齢者の女性が高くなっています。

閉じこもりリスク高齢者の割合

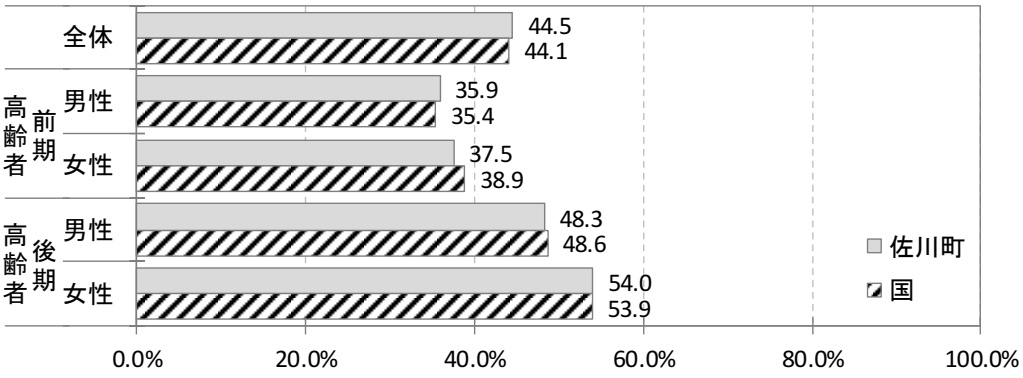


※閉じこもりリスクとは、週 1 回以上の外出の状況で判定。（ほとんど外出しない／週 1 回程度で該当）

⑫ 認知症のリスクが高い高齢者の割合

認知症のリスクが高い高齢者の割合は、全体で 44.5％となっており、全国平均 44.1％を 0.4 ポイント上回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、前期高齢者の女性、後期高齢者の男性は全国平均を下回っています。

認知症リスク高齢者の割合

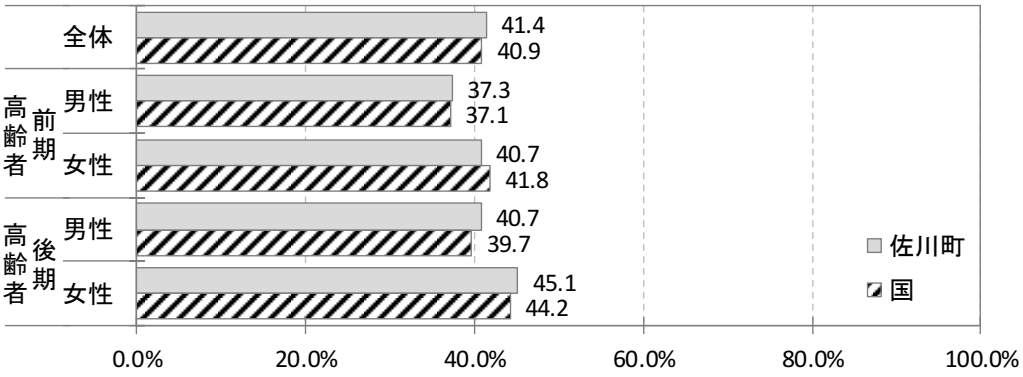


※認知症リスクとは、物忘れが多いと感じた場合に該当。

⑬ うつリスクが高い高齢者の割合

うつリスクが高い高齢者の割合は、全体で 41.4％となっており、全国平均 40.9％を 0.5 ポイント上回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、前期高齢者の女性のみ全国平均を下回っています。

うつリスク高齢者の割合

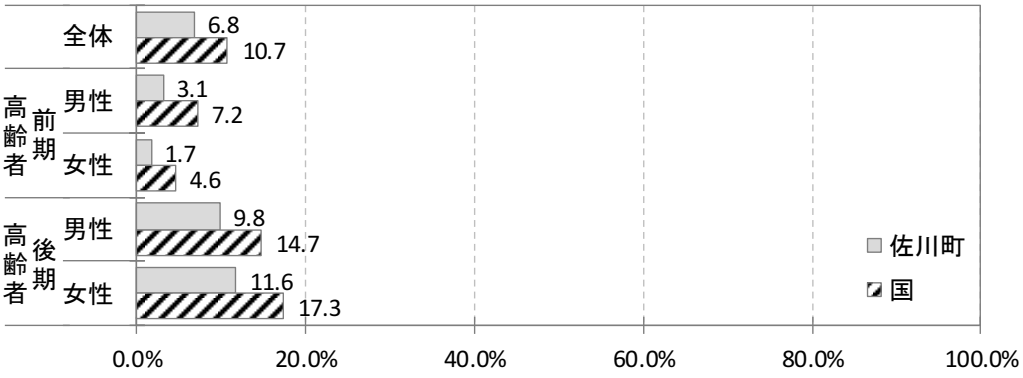


※うつリスクとは、この１か月間の「ゆううつな気持ち」、この１か月間の「物事に対して興味がわかない、心から楽しめない」の２問に該当。

⑭ IADL が低い（3 点以下）高齢者の割合

IADL が低い高齢者の割合は、全体で 6.8%となっており、全国平均 10.7%を 3.9 ポイント下回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、すべてで全国平均を下回っています。

IADLが低い高齢者の割合

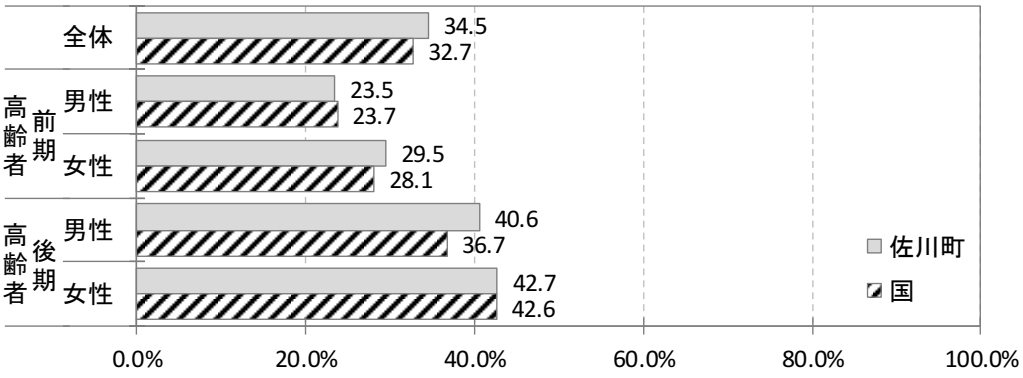


※IADL とは、手段的日常生活動作のことで、買い物や洗濯、掃除と言った家事全般や、金銭や服薬の管理、移動手段に乗り物を使用するなどといった、設問 5 問の 5 点満点で、3 点以下で低下あり。

⑮ 転倒リスクが高い高齢者の割合

転倒リスクが高い高齢者の割合は、全体で 34.5%となっており、全国平均 32.7%を 1.8 ポイント上回っています。前期・後期高齢者、男女別にみると、前期高齢者の男性のみ全国平均を下回っています。

転倒リスク高齢者の割合



※転倒リスクとは、過去 1 年間の転倒経験について、「何度もある」「1 度ある」で該当。

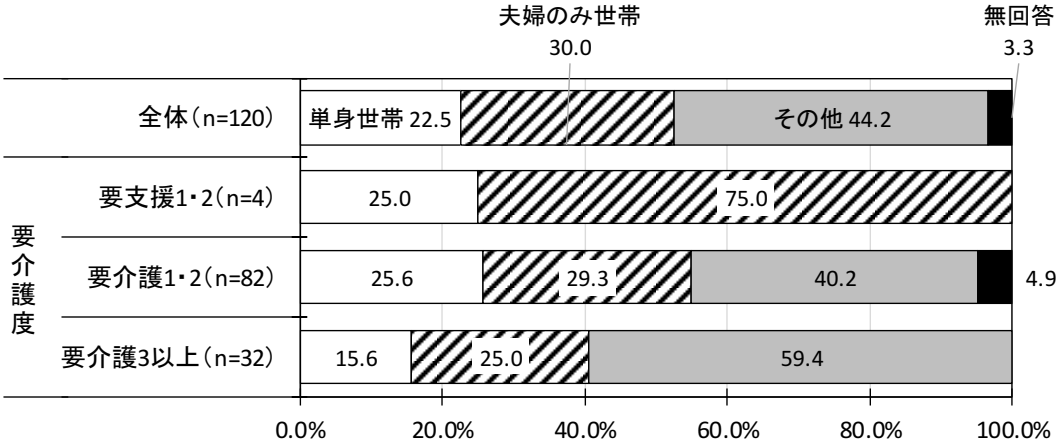
（２）在宅介護実態調査

在宅介護実態調査結果から、在宅で生活されている要介護（要支援）認定者の実態と、介護離職の実態をみました。

① 在宅の要介護（要支援）認定者の世帯構成

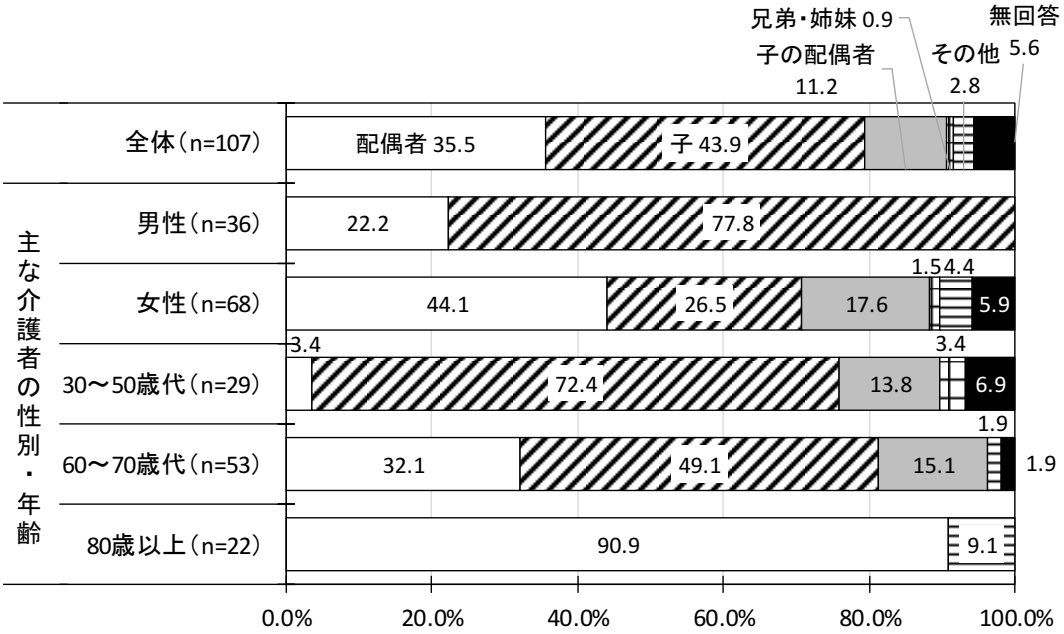
在宅の要介護（要支援）認定者の世帯構成は、単身世帯が 22.5%、夫婦のみ世帯が 30.0%、その他世帯が 44.2%となっています。

介護度別にみると、要介護３以上の方で 15.6%の方が、単身で生活されています。



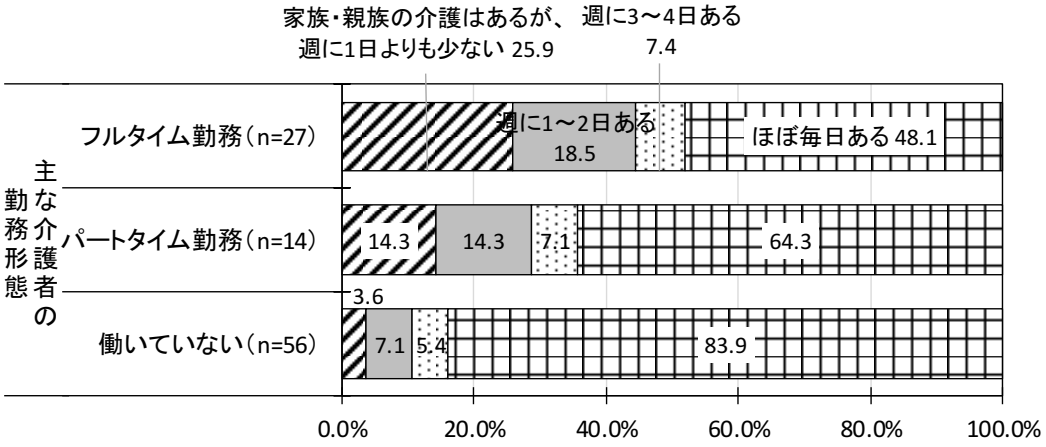
② 主な介護者

主な介護者をみると、「配偶者」が 35.5%、「子」43.9%、「子の配偶者」11.2%となっています。年齢別にみると、主な介護者は高齢の配偶者が多いことがわかります。



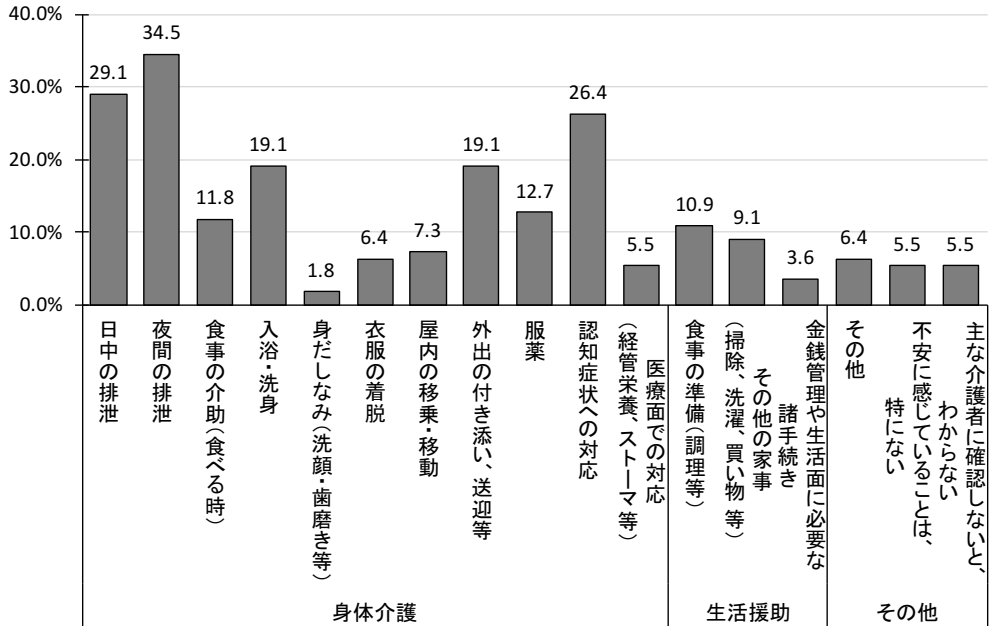
③ 主な介護者の勤務状況

主な介護者の勤務状況別の家族介護の実態をみると、「ほぼ毎日ある」がフルタイム勤務で 48.1%、パートタイム勤務で 64.3%、働いていないで 83.9%となっています。



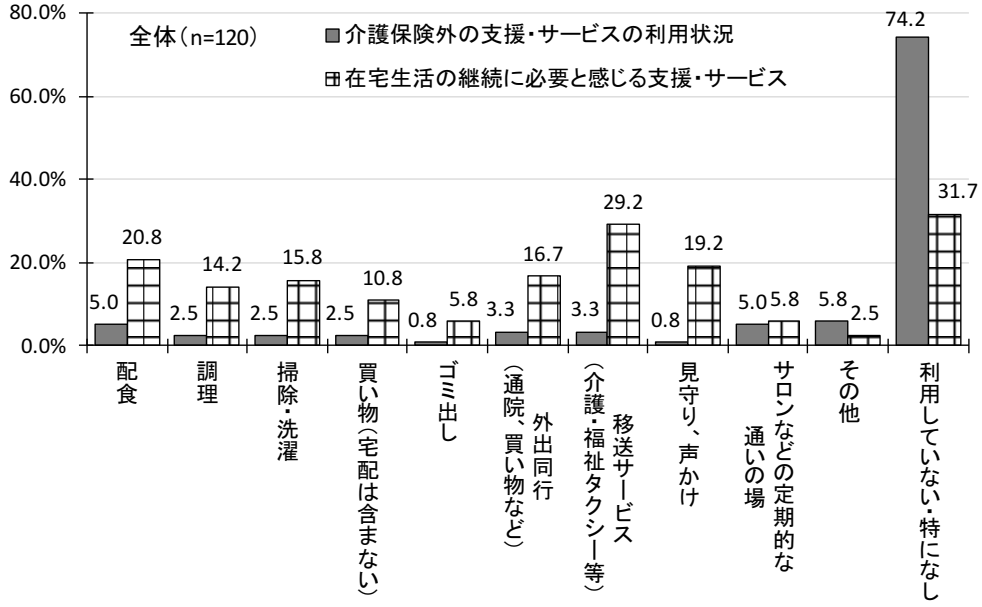
④ 主な介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じる介護は、「夜間の排泄」が 34.5%で最も高く、次いで「日中の排泄」29.1%、「認知症状への対応」26.4%となっています。



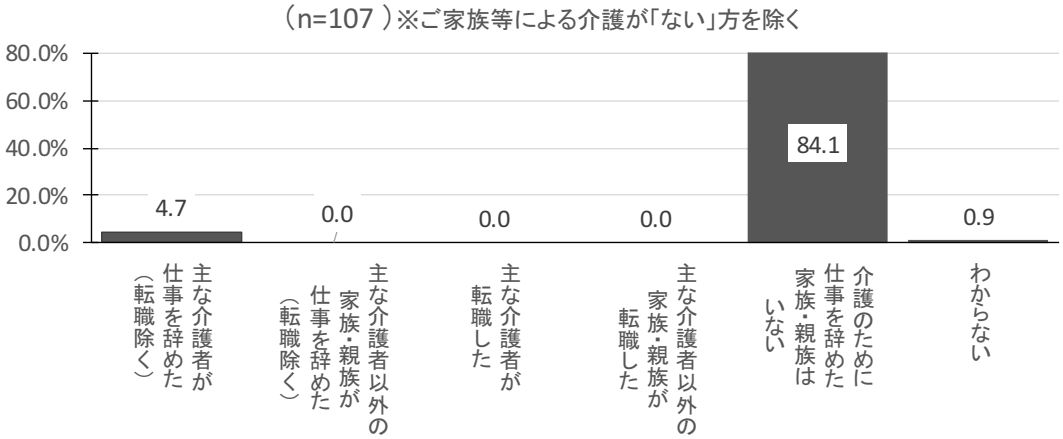
⑤ 保険外の支援サービスの利用状況と利用意向

保険外の支援サービスの利用状況と今後の利用意向をみると、今後、必要性が高い（乖離が大きい）サービスとして、「移送サービス」「配食」「見守り・声かけ」「外出同行」があげられます。



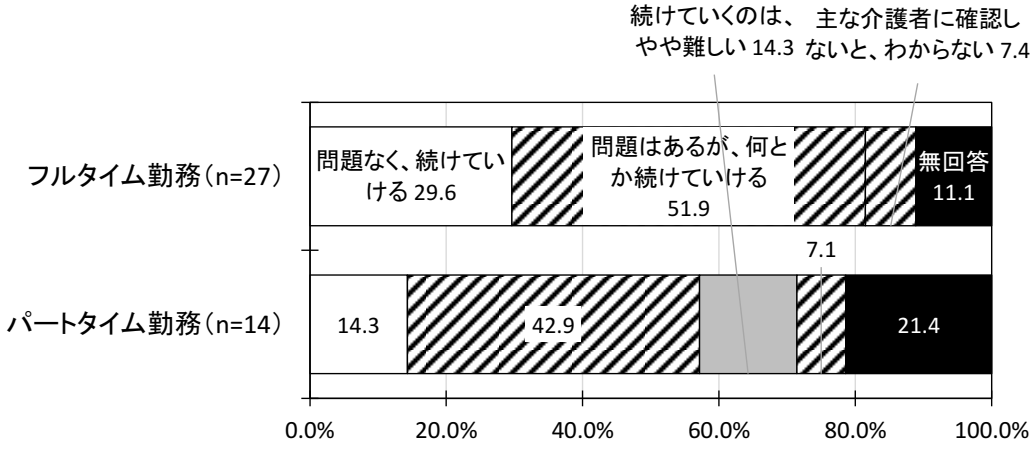
⑥ 介護離職について

介護を理由とする離職の状況をみると、「主な介護者が仕事を辞めた」が 4.7%となっています。



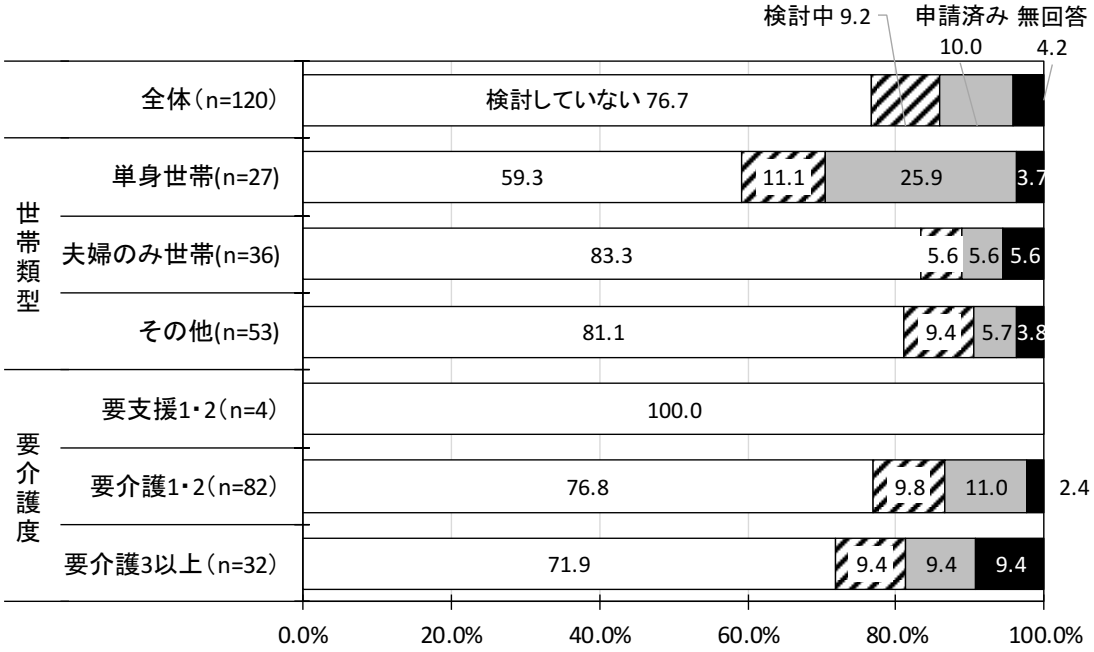
⑦ 就労継続の見込みについて

主な介護者の今後の就労継続の見込みでは、「問題なく、続けていける」「問題はあるが、何とか続けていける」の合計が、フルタイム勤務で 81.5%、パートタイム勤務で 57.2%となっています。



⑧ 施設入所の検討状況

施設サービスの検討状況をみると、「検討中」が 9.2%、「申請済み」が 10.0%となっています。世帯類型別にみると、単身世帯の「申請済み」が多くなっています。



５ 家族介護者懇談会での主な意見

■送迎等の移動手段に関するご意見

○介護タクシーが少ない、予約が取れない
○町外でタクシー券が使えないところがある
○主な介護者も高齢の為、今後の町外医療機関への送迎が心配
○通院が困難になってきており、往診を望む　等

■介護保険サービスの利用について

○要介護認定者本人が介護サービスの利用を望まない（家族介護の負担が大きい）
○認知症への対応が難しい
○要介護認定者の介護に、町外から通っているが、緊急時に利用できるサービスを望む
○主な介護者の体調不良・用事がある際に、簡単な手続きで利用できるサービスや「訪問」「通い」「宿泊」などが利用できるサービスを望む
○在宅介護にも限界がある（心身ともに負担が大きい、施設整備も必要）　等

■その他のご意見

○介護度に関係なく、誰かが支えてくれないと在宅での介護は難しい
○ヘルパーの処遇改善（ヘルパーのおかげで、現在の生活が成り立っている）
○道路環境の整備（町外から親の介護に来ているが、天候不良時の対応が心配）
○配食サービスの充実
○主な介護者に相談相手（頼れる人）がいない
○介護・医療に係る経済的負担が大きい　等

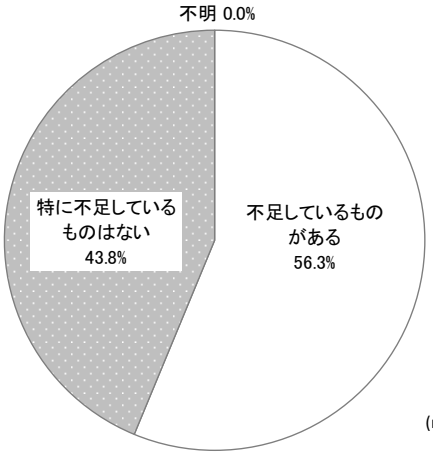
６ 介護事業者アンケート調査結果の概要

（１）不足していると思うサービスについて

不足していると思われる介護保険サービスについて、「不足しているものがある」56.3%、「特に不足しているものはない」43.8%となっています。

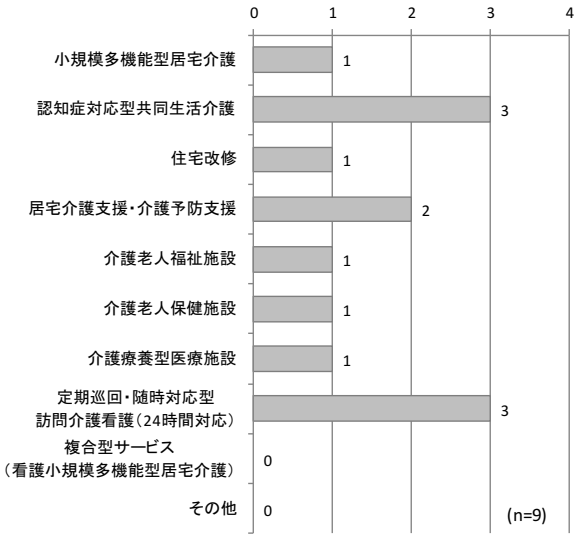
不足していると思われるサービスには、「認知症対応型共同生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24 時間対応）」が３事業所からあげられています。

町として検討すべき事項には、半日デイや訪問看護ステーション等の検討、夜間等の自宅で過ごしている時間でも支援できる体制の整備の検討が挙げられています。



(n=16)





町としての検討事項	居宅介護事業所の受け入れが限界に近く町外事業所に流れている。 若年性の利用者の行き場がない。 （高齢層が多いため）→共生デイなどの取り組み、半日デイなどの取り組みもあれば。
	要支援1、2の方が、より長く在宅での生活を維持できるようにする対策。
	在宅の独居高齢者や老々介護世帯の方などが、自宅で過ごされる時間に必要なケアが提供されていないと思われる。（夜間の排泄支援・水分補給・食事提供など…が必要）
	訪問看護ステーションの検討
	高齢者の家族が相談できるサービス、どの施設でも医療機関と連携できる仕組み
	すべての介護事業所と医療機関が連携できる仕組みづくり
	認知症等でサービス利用を拒否される要介護認定者への対応。（家族の負担が大きい）

（２）事業拡大・縮小、新規開設・撤退を検討しているサービスについて

今後、事業拡大または新規開設を予定（検討）しているサービスの有無についてみると、「通所介護」が最も多く２事業者、「通所リハビリテーション」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「介護医療院」がそれぞれ１事業者となっています。

逆に、事業縮小または撤退を検討しているサービスには、「訪問リハビリテーション」「短期入所生活介護」がそれぞれ１事業者となっています。

（３）総合事業の検討内容と町が充実していくべき生活支援サービスについて

総合事業に関して検討している内容についてみると、ボランティア行事への支援や高齢者の地域での役割づくりなど、地域での支え合いが挙げられています。

町として充実すべき生活支援サービスには、隣近所で支え合う地域づくりやボランティア養成のほか、独自事業として配食サービスやデイサービス、ぐるぐるバスの活用が挙げられています。

事業者の検討事項	第3次地域福祉アクションプランの地区計画とのタイアップ（助けあいの組織化）
	生活支援のボランティア行事への全面的な支援
	元気な高齢者の地域での役割づくり
町が検討すべき生活支援サービス	非専門職でも対応できるニーズに対応するための事業展開（住民組織・地域づくり）
	ボランティアの養成
	民間企業の活用と行政支援による配食サービス
	短時間でも利用できる、運動を中心のデイサービス
	初期認知症の方や、外出困難な方の介護予防事業への送迎にぐるぐるバスを活用
	気軽に外出できる足となる交通手段（ぐるぐるバス等）の運行便数、停留所等の増加
	特定健診での認知症の検査

（４）医療・介護連携について

医療・介護連携に関する検討すべき点については、退院時の情報や目標の共有、緊急時の受け入れ体制の構築などが挙げられています。

医療・介護連携について	退院前訪問について、病院側と担当ケアマネジャーの事前協議の充実
	スムーズな退院支援に向け、看護病棟、リハ職、地域連携室などが退院に向けた目標を共有した看護・援助
	町の中核病院に、脳外科など主要な診療科目を設置して欲しい
	在宅介護・看護の充実
	認知症状による暴力行為や自傷他害のある方の、緊急受け入れ可能な医療機関の充実
	入院時の在宅時情報の病院への提供、退院時の在宅生活での注意点などの情報提供について、書式が統一できればよい

※このページは空白です。

第３章　計画の基本方向

第３章　計画の基本方向

１　目指す未来像

総合計画では、地域が抱える課題を一人ひとりが主体性をもって解決できるよう、「“ハード”から“ソフト”へ」、「“他人ごと”から“自分ごと”へ」、「“個の私”から“地域の中の私”へ」、「“脇役”から“主役へ”」と、地域の担い手となる“人”の育成と町民意識の醸成、地域の一体感をつくり出すことを目指し、「チームさかわ　まじめに、おもしろく。」を目指すべき未来像に設定しています。

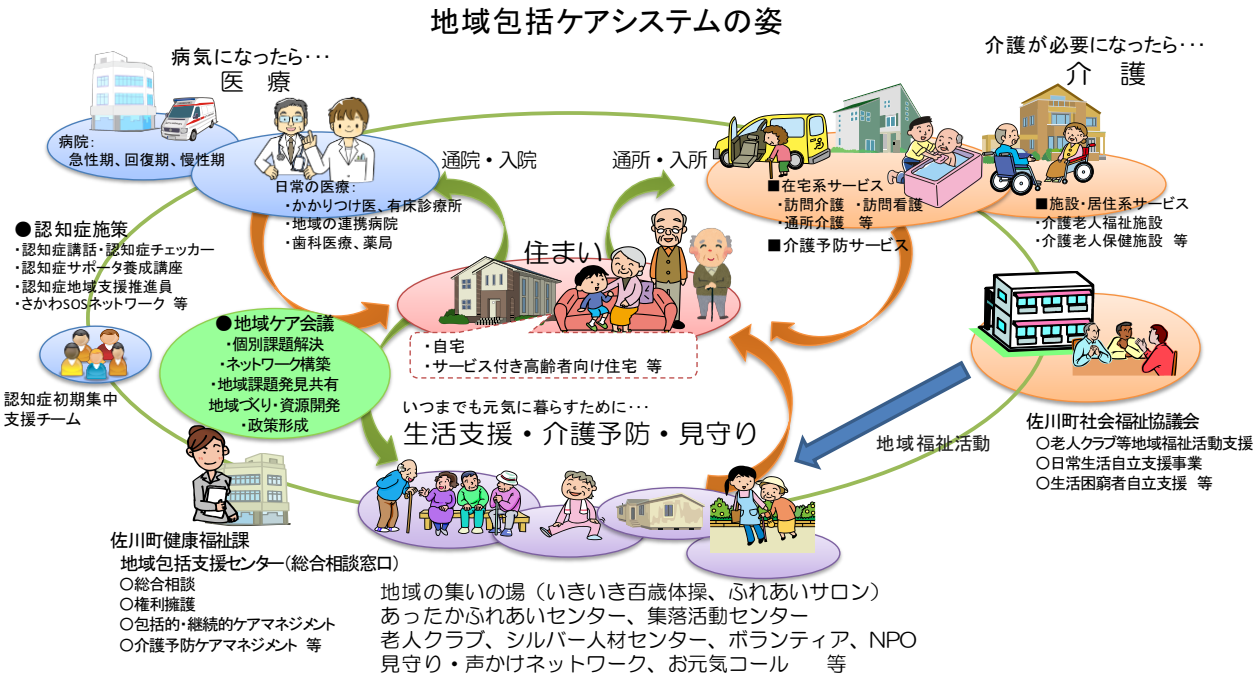
平成 26 年度に策定した、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）では、目指すべき将来像「あんしん・いきいき・まごころの郷　さかわ」に向け、3 つの基本理念「住民参加による福祉社会の創造」、「保健・医療・福祉の連携」、「在宅福祉の重視」を定め、団塊の世代が 75 歳以上に到達する 2025（平成 37）年を見据えた施策を展開してきました。

本計画では、目指すべき未来像は、総合計画の未来像「チームさかわ　まじめに、おもしろく。」を共有し、基本理念に第 6 期計画で定めた「あんしん・いきいき・まごころの郷　さかわ」を継承することとします。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、福祉・介護・医療の充実を図り、「チームさかわ」で、「他人ごと」になりがちな高齢者支援を「自分ごと」として、あらゆるニーズを「丸ごと」支援できる地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【基本理念】　あんしん・いきいき・まごころの郷　さかわ

～「チームさかわ」で取り組む、地域包括ケアシステムの深化・推進～



２ 基本目標

基本理念の実現に向け、次の４つの目標を掲げて、施策を展開していきます。

（１）いきいき健康づくりの支援

超高齢社会の中、高齢者が健康で生きがいを持って、自立した生活や様々な活動を継続していくためにも、日ごろの適切な食事や運動習慣からなる生活習慣病の予防、加齢による衰えを防ぐための介護予防、かかりつけ医をもつことによる疾病の早期発見・早期予防等が重要となることから、第２次健康増進計画・食育推進計画と連携した各種保健事業を推進します。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からも、「運動」、「閉じこもり」、「認知」、「うつ」、「転倒」といった項目の、リスク該当者割合が全国平均よりも高くなっている事から、集落活動センターや、あったかふれあいセンターを拠点とした、高齢者の身近な地域での介護予防事業の推進に向け、介護予防・生活支援サービス事業を活用した住民主体による支援の創出を目指します。

さらに、趣味やボランティア活動、就労支援などを通して、誰もが生きがいを持って、学び、集い、交流などができる地域活動についても、集落活動センター、あったかふれあいセンターの活用について、地域福祉アクションプランと連携を図りながら推進していきます。

（２）あんしん福祉サービスの充実

中山間地域では、少子高齢化の進行や地域活動の担い手不足、買い物や移動手段といった生活面での不安など、様々な課題に直面しています。その一方で、多くの高齢者が住み慣れた地域への「愛着」や「誇り」を感じながら、「今後もここに住み続けたい」という想いを持っています。住み慣れた地域での生活を継続していくためには、地域での支え合い・見守り体制の構築（自助・互助）とともに、町の施策や介護保険制度の運営といった（公助・共助）が連携した取り組みを推進する必要があります。

集落活動センターやあったかふれあいセンターなどの、子どもから高齢者までが集える拠点を活用した、高齢者の見守り・支えあいの地域づくりを推進し、高齢者の生活ニーズの把握や、課題に対応するための活動の検討、実施など、「他人ごと」から「自分ごと」へと、地域の各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」、ひいては、世代を超えて住民全体が助け合う「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉アクションプランと連携した取り組みを推進します。

また、高齢者や障害のある人などを含む、すべての人々が安心して暮らすことができ、自由に移動し、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画できる環境整備に向け、道路環境の整備や、ぐるぐるバスの運行、公共施設などのバリアフリー化など、高齢者にやさしい生活環境の整備に努めていきます。

（３）まごころ地域ケアの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進には、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備、介護保険サービスなどの公的サービスの充実、制度の狭間を埋める取り組みなどを同時に進めることが重要となります。

急速な少子高齢化に伴い医療・介護・生活支援などを必要とする高齢者が増加し、それを支える現役世代が減少していく中、医療・介護連携、多職種連携や地域住民の協力、元気な高齢者が担い手となる活動の充実などのソフト面での充実と、サービス基盤の整備などハード面での充実が重要となります。

ソフト面での充実については、集落活動センター、あったかふれあいセンターを拠点に、佐川町集落支援員の活動を通じた地域コミュニティの維持・活性化による地域福祉の推進と、生活支援コーディネーターと協議体、地域ケア会議等による地域課題の把握と課題解決に向けた新たなサービスの創出など、様々な社会資源が有機的に結びついた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

また、ハード面での充実については、障害者の高齢化が進んでいることから、障害者制度と介護保険制度の狭間を埋めていくためにも、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けることができる、共生型サービスの整備に取り組みます。

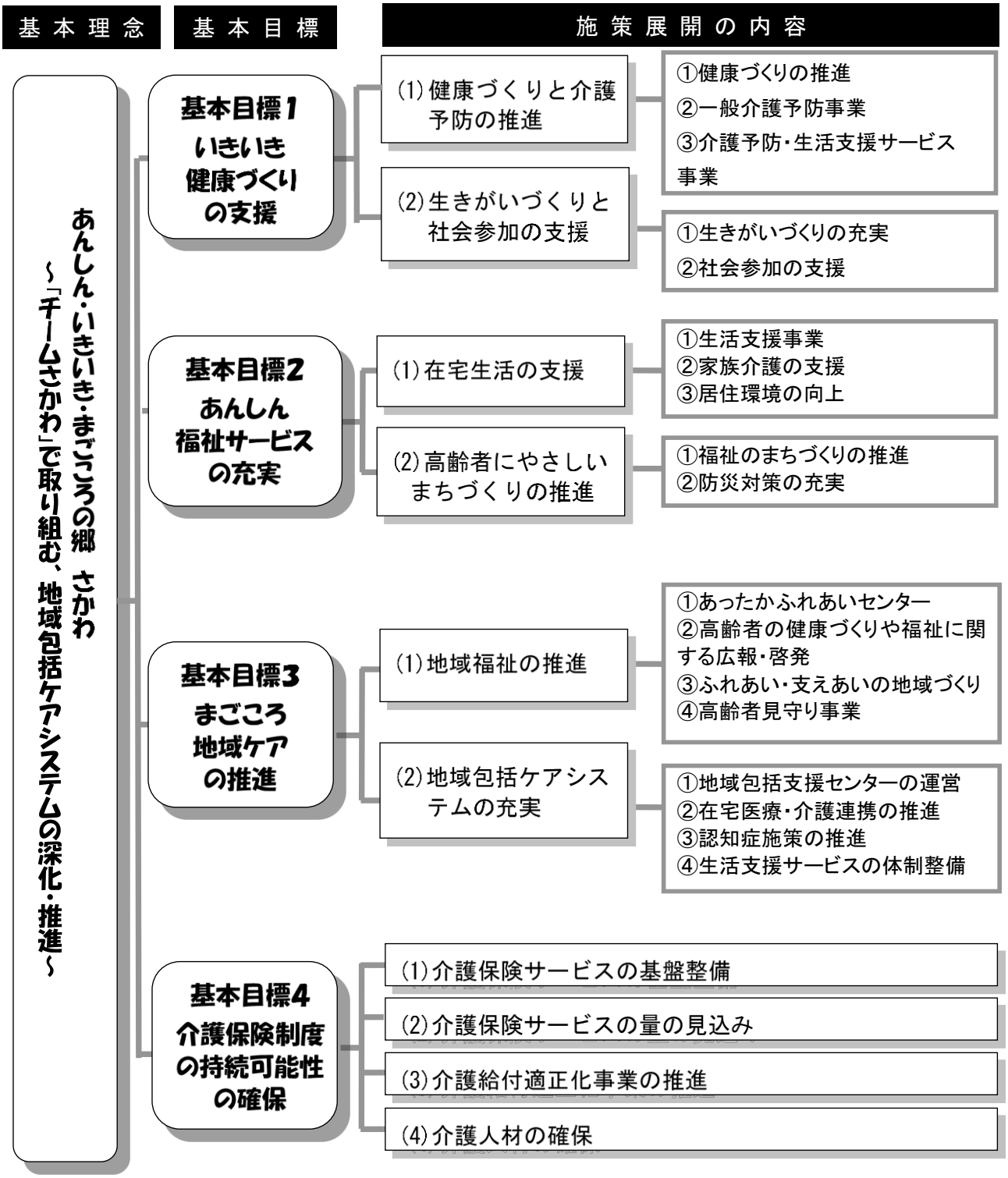
（４）介護保険制度の持続可能性の確保

今回の制度改正では、高所得者の負担割合が３割に引き上げられるなど、制度の持続可能性の確保に向けた応能負担が強化されました。

保険者としても、増え続ける給付費の抑制に向けた取り組みとして、真にサービスが必要な高齢者が、適正な要介護（要支援）認定を受け、事業者がルールに基づいてサービス提供を行うよう、保険者機能を発揮した介護給付費等の適正化事業を一層推進する必要があります。

本計画期間では、制度の持続可能性の確保に向けた適正化事業を強化していくとともに、介護離職問題や介護人材の確保といった諸問題について、国・県の施策と連携を図りながら、介護保険制度の持続可能性の確保に努めていきます。

３ 施策体系


基本理念
基本目標
施策展開の内容
あんしん・いきいき・まごころの郷 さかわ
～「チームさかわ」で取り組む、地域包括ケアシステムの深化・推進～
基本目標1 いきいき健康づくりの支援
(1)健康づくりと介護予防の推進
①健康づくりの推進
②一般介護予防事業
③介護予防・生活支援サービス事業
(2)生きがいづくりと社会参加の支援
①生きがいづくりの充実
②社会参加の支援
基本目標2 あんしん福祉サービスの充実
(1)在宅生活の支援
①生活支援事業
②家族介護の支援
③居住環境の向上
(2)高齢者にやさしいまちづくりの推進
①福祉のまちづくりの推進
②防災対策の充実
基本目標3 まごころ地域ケアの推進
(1)地域福祉の推進
①あったかふれあいセンター
②高齢者の健康づくりや福祉に関する広報・啓発
③ふれあい・支えあいの地域づくり
④高齢者見守り事業
(2)地域包括ケアシステムの充実
①地域包括支援センターの運営
②在宅医療・介護連携の推進
③認知症施策の推進
④生活支援サービスの体制整備
基本目標4 介護保険制度の持続可能性の確保
(1)介護保険サービスの基盤整備
(2)介護保険サービスの量の見込み
(3)介護給付適正化事業の推進
(4)介護人材の確保

第４章　施策の展開

第４章　施策の展開

１ いきいき健康づくりの支援

（１）健康づくりと介護予防の推進

① 健康づくりの推進

高齢期の介護予防を推進するためには、壮年期の生活習慣病予防の取り組みなど、ライフステージに応じた健康づくりを推進することが重要となります。

町民一人ひとりが健康づくりに取り組むうえで、健康意識が高い方が集まるイベントや健康講座等の開催だけでなく、日常的に健康づくりに取り組める環境づくりと、健康意識の向上に向けた仕組みづくりが最も大切となります。

本計画期間における町民一人ひとりの健康づくりについては、「第２期佐川町健康増進計画・食育推進計画」を推進し、個人・家庭、組織・団体、職域、医療機関、行政等が「チームさかわ」として健康づくりに取り組む環境を創り、自分から健康管理に取り組めるようまち全体（みんな）で住民主体の健康づくりを推進します。

事業名	事業の内容
ウォーキングで健康の輪をひろげよう事業	町内５地区を中心に、ウォーキングや運動の普及啓発に取り組みます。
健康増進・食育推進事業	「第２期佐川町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、健康増進事業や各種保健事業に取り組みます。また、関係機関と連携しライフステージに応じた食育の推進、広報やパンフレット、ＳＮＳ等を活用した、正しい知識の普及啓発に取り組みます。
データヘルスの推進	佐川町保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく、特定健診の受診率の向上、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。
かかりつけ医等の普及	在宅医療・介護連携の推進や、認知症高齢者の早期発見の観点からも「かかりつけ医」をもつことの重要性が増しています。在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援チーム等を通じた医師会との連携を図るとともに、「かかりつけ医」、「かかりつけ薬局」の周知に取り組みます。

事業名	事業の内容
こころの健康づくり	高齢期は、身体機能の低下や家族との離別、役割の喪失、孤立などで精神的な不調をきたしやすい時期となります。 認知症とうつ病との判断も難しくなることから、かかりつけ医の普及とともに、精神保健福祉センターや福祉保健所等と連携を図りながら、正しい知識の普及啓発に努めます。

② 一般介護予防事業

平成 28 年 4 月より、これまで取り組んできた一次予防事業、二次予防事業を再編・統合した、一般介護予防事業を開始しています。

一般介護予防事業では、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、自主グループの立ち上げや、自主グループの活動支援に取り組んでいます。

近年、参加者の固定化と高齢化、要介護認定による参加者の減少、お世話役、協力員の高齢化や後継者不足が課題となってきており、自主活動グループの実態把握と活動継続に向けた支援、出前講座の希望等について把握することで、必要な支援に取り組みます。

また、自主活動グループについては、介護予防に特化するだけでなく、地域の支え合いや見守り体制など、地域福祉と密接に関係することから、地域福祉アクションプランと連携した取り組みを推進します。

事業名	事業の内容
介護予防把握事業	生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。
介護予防普及啓発事業	自主活動グループのニーズを把握したうえで、歯科衛生士や管理栄養士等の専門職と連携を図りながら、健康づくり、介護予防に関する出前講座や、介護予防に関する講演会を実施することで、介護予防の普及・啓発に取り組みます。 〇いきいき百歳体操（拠点型） 拠点型介護予防事業として、JA にて、お世話役を中心に「いきいき・かみかみ百歳体操」が運営されています。 引き続き JA との連携により、個別支援や活動の充実を図ります。

事業名	事業の内容
地域介護予防活動支援事業	地域における自主的なグループ活動、ボランティア活動等を支援するとともに、新たな人材育成や活動の展開に努めます。 〇いきいき百歳体操（自主グループ活動） 週１回程度、地域の公民館でいきいき・かみかみ百歳体操に取り組んでいます。 〇ふれあいサロン 月 1～2 回公民館で、社会参加と生きがいづくりの交流の場を維持しつつ、閉じこもりや認知症予防にも取り組んでいきます。サロンごとに協力員が工夫をしながら、それぞれが得意な手遊びや作品づくりを行っています。
地域リハビリテーション活動支援事業	「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス よく働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした 自立支援に資する取り組みとなります。地域におけるリハビリテーションとして、諸団体と協議を行いながら、事業実施について検討を行います。

③ 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、一定の範囲内で独自に基準を設けることができる介護予防事業となっており、本町では平成 28 年 3 月より開始しています。

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」に加え、住民主体の支援を含めた多様なサービス提供の確保に努めます。

また、地域福祉アクションプランでは、集落活動センター、あったかふれあいセンター等を拠点とした地域福祉が推進されており、それぞれの拠点の活動を通じた地域コミュニティの維持・活性化への取り組みが進められています。生活支援コーディネーターと定期的な情報の共有・連携強化の場としての「協議体」の運営を通じ、また、地域福祉アクションプランと連携を図りながら、新たな介護予防・生活支援サービスの創出に取り組みます。

<table>
<tr><th colspan="2">事業名</th><th colspan="4">事業の内容</th></tr>
<tr><td colspan="6">■　訪問型サービス</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="3">訪問介護（従来型）</td><td colspan="4">訪問介護員が家庭を訪問し、身体介護または、身体介護と併せて利用する生活援助を行うサービスです。平成 29 年度時点で、町内外に 7 事業所あり、本計画期間内の事業量の見込みは以下のとおりとなります。</td></tr>
<tr><td></td><td>2018 年度</td><td>2019 年度</td><td>2020 年度</td><td>2025 年度</td></tr>
<tr><td></td><td>15,356 千円</td><td>17,718 千円</td><td>20,080 千円</td><td>29,530 千円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>910 人</td><td>1,050 人</td><td>1,190 人</td><td>1,750 人</td></tr>
<tr><td></td><td>訪問型サービス A</td><td colspan="4">緩和した基準によるサービスとなり、訪問介護員が家庭を訪問し、生活援助を行うサービスです。
現時点では、実施予定はありませんが、地域のニーズに応じたサービス実施を検討していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>訪問型サービス B</td><td colspan="4">住民主体による支援となり、住民主体の自主活動として行う生活援助サービスです。
現時点では、実施予定はありませんが、地域のニーズに応じたサービス実施を検討していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>訪問型サービス C</td><td colspan="4">短期集中予防サービスとなり、理学療法士や保健師等専門職による居宅での相談指導等を行うサービスです。
現時点では、実施予定はありませんが、地域のニーズに応じたサービス実施を検討していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>訪問型サービス D</td><td colspan="4">移動支援サービスとなり、移送前後の生活支援を行うサービスです。
現時点では、実施予定はありませんが、地域のニーズに応じたサービス実施を検討していきます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">事業名</th><th>事業の内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">■　通所型サービス</td></tr>
<tr><td></td><td>通所介護（従来型）</td><td>従来の介護予防通所介護となり、通所による生活機能の向上のための機能訓練となります。平成 29 年度時点で、町内外には 9 事業所あり、本計画期間内の事業量の見込みは以下のとおりとなります。
<table>
<tr><th>2018 年度</th><th>2019 年度</th><th>2020 年度</th><th>2025 年度</th></tr>
<tr><td>10,704 千円</td><td>12,351 千円</td><td>13,998 千円</td><td>20,585 千円</td></tr>
<tr><td>468 人</td><td>540 人</td><td>612 人</td><td>900 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>通所型サービス A</td><td>緩和した基準による通所型サービスとなり、ミニデイサービス・運動・レクリエーション等を行います。
現時点では、実施予定はありませんが、地域のニーズに応じたサービス実施を検討していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>通所型サービス B</td><td>住民主体による支援となり、体操、運動等の活動など自主的な通いの場となります。
現時点では、実施予定はありませんが、地域のニーズに応じたサービス実施を検討していきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>通所型サービス C</td><td>短期集中予防サービスとなり、通所により生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供します。
現時点では、実施予定はありませんが、地域のニーズに応じたサービス実施を検討していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">■生活支援事業</td><td>配食、見守り、その他自立支援に資する生活支援となります。生活支援コーディネーターや協議体と協働しながら、地域ニーズに応じ、掃除やごみ出し、買い物等多様な生活上の支援など地域の支え合いの体制づくりの実施を検討していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">■介護予防ケア
マネジメント事業</td><td>要支援認定者及び基本チェックリストの結果が、事業対象基準に該当した方に対して、介護予防及び日常生活支援を目的とした訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防事業や独自施策、民間企業により提供されている生活支援サービス等を含め、高齢者の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう取り組みます。</td></tr>
</table>

地域支援事業の全体像

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業
（要支援1～2、それ以外の者）

○介護予防・生活支援サービス事業
- ・訪問型サービス　　・生活支援サービス（配食等）
- ・通所型サービス　　・介護予防支援事業（ケアマネジメント）

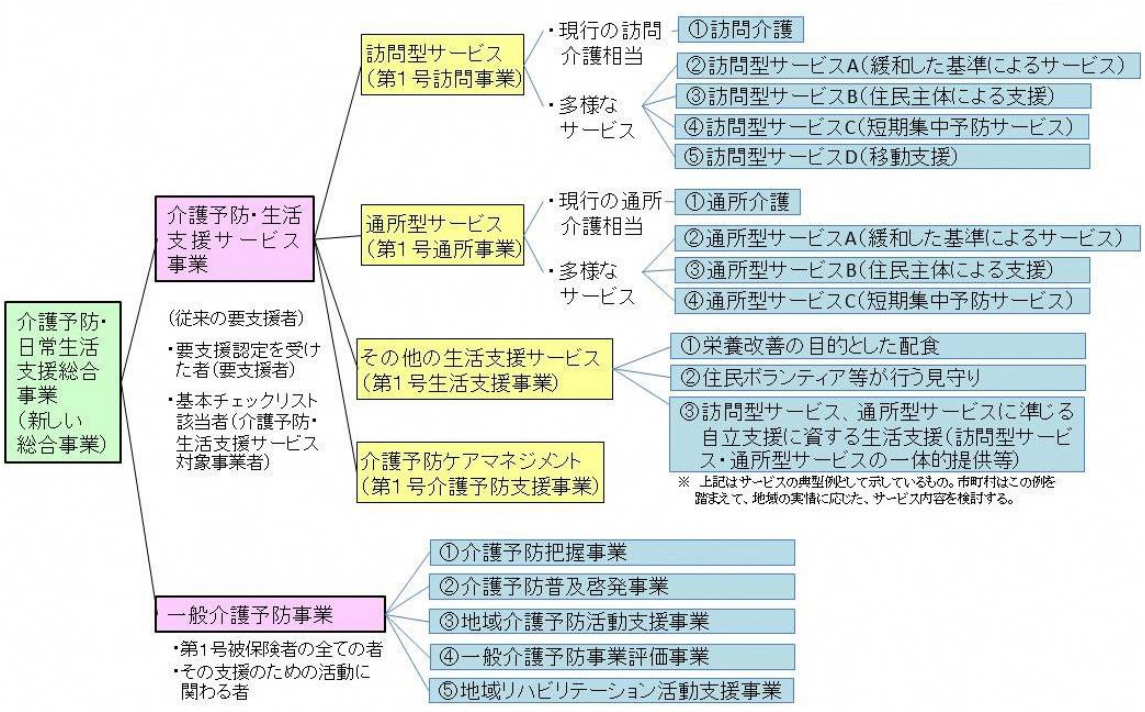
○一般介護予防事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
- ・介護予防ケアマネジメント　・権利擁護業務
- ・総合相談支援事業　　・ケアマネジメント支援
- ・地域ケア会議の充実

○在宅医療・介護連携推進事業
○認知症総合支援事業
（認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業　等）
○生活支援体制整備事業
（コーディネーターの配置、協議体の設置　等）

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



（２）生きがいづくりと社会参加の支援

高齢者がいきいきと自分らしい生活を送るため、地域活動への参加促進、スポーツ・文化活動、生涯学習、趣味や教養を通じた生きがいづくりの機会や場の充実に努めていきます。

また、団塊の世代の高齢化により、ますます多様化してきている社会参加のニーズを的確に把握し、高齢者が今まで培ってきた知識や経験、技能を生かして、就労やボランティア活動等により社会参加ができる環境づくりに取り組みます。

① 生きがいづくりの充実

事業名	事業の内容
老人クラブ・長寿会活動支援事業	町内の老人クラブ・長寿会の活動支援を行います。会員の年齢や性別に合った活動やプログラムを検討するなど、魅力ある活動にすることで、会員数の増加に努めるとともに、他の様々な活動の場との連携に努めます。

② 社会参加の支援

事業名	事業の内容
シルバー人材センター補助事業	社団法人佐川・越知・日高広域シルバー人材センターの円滑な運営を促進するための補助金を拠出しています。 普及啓発、会員確保、仕事の募集や技能教習の実施、安全就業の推進等に対する支援を行います。

２ あんしん福祉サービスの充実

（１）在宅生活の支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

本町では、子どもから高齢者までが集える集落活動センターやあったかふれあいセンター等を地域の拠点として、「チームさかわ」で高齢者の見守り・支えあいの地域づくりを推進しています。高齢者の在宅生活の継続については、地域での見守り・支えあいの体制づくりが最も重要となります。しかし、家族介護の身体的・経済的な負担軽減など、地域だけでは支えきれない部分については、町が様々な生活支援事業や、家族介護の支援、居住環境の向上などに取り組む必要があります。

「チームさかわ」で取り組む、世代を超えて住民全体が助け合う「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉アクションプランと連携した、「自助」と「互助」を基本とした地域の取り組みと、町の施策や介護保険制度の運営の「公助」と「共助」が連携した取り組みを推進します。

① 生活支援事業

事業名	事業の内容
軽度生活援助事業	要介護認定の申請において非該当となった方で、一人暮らしの人や高齢者世帯で生活援助が必要な方を対象に、掃除や買い物等の援助を目的としたホームヘルパーを派遣しています。今後、介護予防・生活支援サービス事業での実施について検討を行っていきます。
生活管理指導短期宿泊事業	要介護認定で非該当となった人で、自宅で生活するのが困難な高齢者等の要介護状態への進行を予防するため、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導・支援を行います。
配食事業	地域住民・事業者等関係機関と連携を図りながら、食事づくりが困難な高齢者の支援に取り組むとともに、集落活動センターなどの拠点を活用した事業展開や、介護予防・生活支援サービス事業の活用など、高齢者の良好な食生活の確保に向けた新たな取り組みを検討していきます。

② 家族介護の支援

事業名	事業の内容
介護用品券支給事業	要介護４または５の高齢者を在宅で介護している者に対し、介護用品券を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続及び向上に努めます。
在宅介護手当の支給事業	要介護４または５の高齢者を在宅で介護している者に対し、在宅介護手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、在宅生活における福祉の増進・支援に努めます。
家族介護支援事業	家族の集いや介護教室を開催するなど、在宅介護の家族の支援を行います。

③ 居住環境の向上

事業名	事業の内容
住宅改造への支援	介護保険の窓口や地域包括支援センター、ケアマネジャー等をとおして、介護保険制度の住宅改修費など必要な情報の提供やアドバイスを行っています。

（２）高齢者にやさしいまちづくりの推進

町の総合計画や地域福祉アクションプラン策定時に、町内５地区毎に地域住民が参加した座談会等を開催し、広く住民の意見を聞き、地域住民が自ら活動して地域づくり・まちづくりを行う意識の高揚に努めています。

高齢者が暮らしやすい地域社会を形成するためには、高齢者や障害のある人などを含む、すべての人々が安心して暮らすことができ、自由に移動し、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画できる環境整備を図る必要があります。

そのため、道路や公共交通機関、公共施設などのバリアフリー化、防災・減災対策などのハード面のみならず、人権への配慮、消費者被害の防止、交通安全対策、「さかわぐるぐるバス」の運行、災害時の円滑かつ迅速な支援ができるよう個別計画書の策定など、ソフト両の体制づくりに取り組みます。

また、今後は運転免許を自主返納する高齢者の増加も予測されることから、返納後の移動手段として、「さかわぐるぐるバス」の利便性の向上について検討を行っていきます。

① 福祉のまちづくりの推進

事業名	事業の内容
地域公共交通整備	町全体の利益にかなうよう、交通不便地域の交通手段の確保を目指した「さかわぐるぐるバス」（定時定路線型のコミュニティバス）の利便性の向上に努めるとともに、廃止路線代替バス運行経費に対する補助も引き続き行います。 また、高齢者、障害者等の移動（外出）支援の仕組みとして検討していきます。

② 防災対策の充実

事業名	事業の内容
災害時要配慮者施策	災害対策基本法、地域防災計画における災害時要配慮者対策に基づき、障害者手帳所持者や要介護認定者など災害時に自力で避難することが困難な方のうち、同意を得られた方の名簿を作成し、自主防災組織や民生児童委員等地域の関係者間で情報の共有を図っていきます。また、名簿登録者の中で特に避難支援が必要な方の個別計画書を作成していきます。 名簿や個別計画書の定期的な情報更新を実施し、自主防災組織や民生児童委員と共に、日頃の見守りや災害に備えた、地域による支えあいや支援体制づくりに取り組んでいきます。
福祉避難所の指定・協定	福祉避難所とは、高齢者、障害のある方、妊産婦など、一般の避難所での生活では支障をきたす配慮者を対象に、特別な配慮がされた避難所のことで、平成 29 年度時点で、指定 3 か所、協定 2 か所となっています。今後、福祉避難所開設・運営マニュアルの作成、訓練実施に取り組んでいきます。

３ まごころ地域ケアの推進

（１）地域福祉の推進

町内に 2 か所設置されており、平成 30 年度に 2 か所新設予定のあったかふれあいセンターは地域福祉の拠点となり活動が充実してきています。

生活上の困り事は年々多様化・複雑化していることから、より細やかなネットワーク及び相談支援体制の整備が必要となっています。地域福祉アクションプランの推進において、集落支援員やあったかふれあいセンター、生活支援コーディネーターと連携を図りながら、地域福祉の向上に向けた総合的・効果的な活動に努めていきます。

① あったかふれあいセンター

住み慣れた地域で安心して共に支え合いながら生活することができるよう、「集い」「相談・訪問・つなぎ」「生活支援」を必須機能として地域のニーズや課題に対応する小規模多機能支援拠点であるとともに、地域福祉活動を推進していきます。

② 高齢者の健康づくりや福祉に関する広報・啓発

地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターでは、月 1 回保健師や薬剤師による健康講座を実施し、健康づくりや生活に関する知識の普及に取り組んでいます。

高齢者の健康づくりや福祉の推進に向けた、広報や啓発活動を充実するとともに、学校や社会教育の場とも連携を図っていきます。

③ ふれあい・支えあいの地域づくり

地域福祉アクションプランに基づく、あったかふれあいセンター、集落活動センター等を地域の活動拠点とした、住民主体のふれあい・支えあいの地域づくりを推進します。また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動と、地域の活動が連携する体制整備に取り組みます。

④ 高齢者見守り事業

見守り・声かけネットワーク事業及びお元気コール事業を通じて、要援護高齢者の把握と、安否確認、友愛訪問、日常生活の支援、健康づくり活動など、各地域で見守り活動を展開している関係機関が一堂に会し、見守りの必要な高齢者の状況や支援内容などを確認、情報共有を図る場として、地域ごとに開催される見守りネットワークの活動を支援していきます。

（２）地域包括ケアシステムの充実

① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく最期まで暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進しています。

今後、後期高齢者及び支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域包括支援センターの専門職の確保に努め、地域包括支援センターの３職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（65 歳以上高齢者数÷センター職員数）の維持・改善に努めていきます。

また、総合的な相談窓口としての機能向上に努めるとともに、保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を強化し、地域の各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」、ひいては、世代を超えて「チームさかわ」で取り組む「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉アクションプランと連携した取り組みを推進します。

事業名	事業の内容
総合相談支援事業	様々な社会資源、社会福祉協議会、町立高北国民健康保険病院など各分野の相談機関、佐川町地域支援ネットワーク等と連携を図りながら、「ワンストップサービス」の拠点として、介護保険等の各種制度や、インフォーマルサービスに繋がるよう適切な対応に努めていきます。 ○地域における見守り体制づくり 見守り・声かけネットワークやお元気コール、さかわ SOS ネットワーク等とも定例会を開催し、進捗状況等を確認しながら、地域の見守り体制づくりに取り組んでいきます。

事業名	事業の内容
権利擁護事業	高齢者の権利擁護に関する相談に対し、社会福祉協議会や関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用へ円滑につなげるよう、各種制度に関する広報啓発の拡充や相談窓口の周知を進めるとともに、悪質商法などによる消費者被害を未然に防止するための取り組みも実施していきます。 ○高齢者虐待防止体制の充実 高齢者の虐待予防・早期対応・アフターケア等の体制充実に向け、介護保険サービス事業者や民生委員、警察、医療機関、福祉保健所などの関係機関との連携強化に努めます。 サービス事業者や相談窓口担当者等に対して、高齢者虐待防止への対応や、介護者のケアに関する技術的・専門的な支援を図ります。 処遇困難事例への介入の要否の判断や緊急対応・専門スタッフの出動依頼等については、地域支援ネットワークと連携し、対応します。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	介護支援専門員が個々では対応しきれない支援困難事例や苦情相談等を抱え込まないよう、処遇困難事例のサポートや高齢者支援者会議を開催します。また、介護支援専門員の実践力や知識や技能の均一化を図るため、事例検討会やケアマネ勉強会、居宅介護支援事業所への情報提供や研修会を開催していきます。
地域ケア会議の充実	理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等をアドバイザーとした、地域ケア会議を開催しています。 今後も地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、個別ケースの課題分析を行うことにより、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図っていきます。また、地域課題や社会資源の構築に向けた地域ケア推進会議を開催していきます。

② 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズが高い高齢者が増加すると予想される中、高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して過ごせるためには、在宅医療と介護連携を推進するとともに、在宅医療ニーズに適切に対応ができるような体制の構築が必要となっています。

在宅医療・介護連携を推進していくためには、退院調整に関する取り組みが課題であり、円滑な退院調整に向け、佐川町、越知町、仁淀川町の３町合同で地域医療従事者や介護事業者等多職種での研修会の開催や、入退院に関する調整を含めた医療機関との定期的な連絡会を検討するなど、高知県中央西福祉保健所や近隣市町村と連携した在宅医療・介護連携に取り組んでいきます。

事業名	事業の内容
在宅医療・介護連携の推進	会議や研修会等の開催、社会資源集等へ掲載に努めていきます。 ・地域の医療・介護資源の把握 ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築 ・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・医療・介護関係者の研修 ・地域住民への普及啓発 ・在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

③ 認知症施策の推進

「認知症になっても安心して暮らせる町」になるよう、認知症高齢者を地域で支えるため、認知症に関する理解の促進に努め、地域における見守り体制づくりを進めます。認知症高齢者の増加に伴い、相談件数も増加傾向にあります。相談内容には、個々の思いが強く、複雑化、長期化するケース等、対応に苦慮しています。

今後も認知症高齢者の増加が予測されることから、認知症初期集中支援チームや、かかりつけ医等と連携を図りながら、適切な相談対応に向けた職員のスキルアップに努めていきます。

事業名	事業の内容
認知症に対する理解の普及啓発	地域の要望に応じた認知症サポーター養成講座や認知症に関する講話、「あったかふれあいセンター」等で行う認知症予防に関する講話等により、正しい知識の普及啓発に努めています。予防の観点を重視した認知症予防の普及啓発に取り組みます。
ホームページ等での情報提供	認知症への気づきを目的とした、認知症簡易チェックを町のホームページで公開します。
さかわ SOS ネットワーク（高齢者）の活用	認知症により徘徊がある・徘徊のおそれのある高齢者の情報を関係機関に事前登録し、行方不明になった時に早期発見に役立てます。緊急時の対応がスムーズにできるよう、日ごろからの関係機関との連携調整や連携体制整備、徘徊模擬訓練等の実施に努めます。
認知症初期集中支援推進事業	認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（協力医療機関スタッフや保健師や社会福祉士等複数の専門職）を配置し、早期診断・早期対応に取り組みます。
認知症地域支援推進員の配置	認知症の人やその家族の支援にあたり、地域における支援体制の構築や認知症ケアの向上を図る認知症地域支援推進員を配置し、地域での認知症に関する普及啓発活動に取り組みます。

④ 生活支援サービスの体制整備

一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の増加に伴い、多様な生活支援のニーズに対応が必要となっています。

生活支援コーディネーターと定期的な情報の共有・連携強化の場としての「協議体」の運営を通じ、また、地域福祉アクションプランと連携を図りながら、新たな介護予防・生活支援サービスの創出に取り組みます。

事業名	事業の内容
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターや協議体と協働しながら、地域支え合い活動を進めていきます。積極的に地域に入り、住民や専門職、様々な団体との話し合いを通じ、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりに取り組みます。

４ 介護保険制度の持続可能性の確保

（１）介護保険サービスの基盤整備

平成 29 年 11 月末時点の介護保険サービスの基盤整備状況は下表のとおりとなっています。

今後、後期高齢者人口の増加に伴い要介護認定者の増加も予測され、認知症高齢者の増加も予想されます。また、障害者の高齢化が進んでいることから、障害者制度と介護保険制度の一体的なサービス提供が可能となる「共生型サービス」の必要性が高まっています。

本計画期間には、平成 30 年（2018 年）度に認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護を一体的に提供できる事業者を募集し、小規模多機能型居宅介護については障害者の受け入れも可能な共生型サービスとして、平成 31 年（2019 年）度中の基盤整備を目指します。

2017（平成 29）年度　（現状）		2020（平成 32）年度　（目標）	
●居宅サービス		**●居宅サービス**	
居宅介護支援	5 事業所	居宅介護支援	5 事業所
介護予防支援（地域包括）	1 事業所	介護予防支援（地域包括）	1 事業所
訪問介護	6 事業所	訪問介護	6 事業所
訪問看護	1 事業所	訪問看護	1 事業所
通所介護	2 事業所	通所介護	2 事業所
通所リハビリテーション	2 事業所	通所リハビリテーション	2 事業所
訪問リハビリテーション	2 事業所	訪問リハビリテーション	2 事業所
短期入所生活介護	2 事業所	短期入所生活介護	2 事業所
短期入所療養介護	1 事業所	短期入所療養介護	1 事業所
●地域密着型サービス		**●地域密着型サービス**	
認知症対応型共同生活介護	4 事業所 (54 床)	認知症対応型共同生活介護	5 事業所 (72 床)
小規模多機能型居宅介護	1 事業所 (29 人)	小規模多機能型居宅介護 (内 1 事業所は共生型 29 人)	2 事業所 (58 人)
認知症対応型通所介護	0 事業所	認知症対応型通所介護	0 事業所
地域密着型通所介護	3 事業所	地域密着型通所介護	3 事業所
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	1 事業所 (29 床)	地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	1 事業所 (29 床)
●施設サービス		**●施設サービス**	
介護老人福祉施設	1 事業所 (112 床)	介護老人福祉施設	1 事業所 (112 床)
介護老人保健施設	1 事業所 (17 床)	介護老人保健施設	1 事業所 (17 床)
介護療養型医療施設	1 事業所 (15 床)	介護療養型医療施設	1 事業所 (15 床)

（２）介護保険サービスの量の見込み

① 介護給付

		2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度（平成32年度）	2025年度（平成37年度）【参考】
（１）居宅サービス					
訪問介護	給付費（千円）	64,388	65,542	63,974	60,855
	回数（回）	2,373	2,410	2,358	2,245
	人数（人）	130	132	130	125
訪問入浴介護	給付費（千円）	3,553	3,554	3,554	3,016
	回数（回）	26	26	26	22
	人数（人）	6	6	6	5
訪問看護	給付費（千円）	7,985	7,674	7,674	7,252
	回数（回）	128	124	124	118
	人数（人）	25	24	24	23
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	8,490	8,494	8,494	8,494
	回数（回）	247	247	247	247
	人数（人）	16	16	16	16
居宅療養管理指導	給付費（千円）	1,356	1,422	1,357	1,271
	人数（人）	21	22	21	20
通所介護	給付費（千円）	92,893	92,490	91,080	88,949
	回数（回）	1,150	1,148	1,133	1,108
	人数（人）	95	95	94	92
通所リハビリテーション	給付費（千円）	137,356	138,498	134,850	128,504
	回数（回）	1,311	1,320	1,288	1,236
	人数（人）	128	129	126	121
短期入所生活介護	給付費（千円）	65,528	65,853	60,815	59,361
	日数（日）	753	753	700	683
	人数（人）	46	46	43	42
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	10,024	9,149	9,149	7,622
	日数（日）	81	74	74	63
	人数（人）	10	9	9	8
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	24,341	24,259	23,419	22,367
	人数（人）	214	213	208	200
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	1,135	1,135	1,135	1,135
	人数（人）	5	5	5	5
住宅改修費	給付費（千円）	3,768	3,768	3,768	3,768
	人数（人）	7	7	7	7
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	13,111	15,083	17,492	28,171
	人数（人）	6	7	8	13
（２）地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	47,478	65,307	79,880	103,346
	人数（人）	22	30	37	48
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	158,982	184,965	207,941	207,941
	人数（人）	55	64	72	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	74,839	74,981	75,352	75,669
	人数（人）	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）	76,454	79,490	81,504	113,543
	回数（回）	854	879	902	1,107
	人数（人）	69	71	73	87
（３）施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費（千円）	383,867	386,916	390,008	403,565
	人数（人）	133	134	135	140
介護老人保健施設	給付費（千円）	98,203	98,247	98,247	112,155
	人数（人）	33	33	33	38
介護医療院 （平成37年度は介護療養型医療施設を含む）	給付費（千円）	8,444	16,888	25,332	171,308
	人数（人）	2	4	6	40
介護療養型医療施設	給付費（千円）	133,388	129,041	124,896	
	人数（人）	31	30	29	
（４）居宅介護支援	給付費（千円）	67,143	67,062	65,698	63,496
	人数（人）	391	391	384	372
合計	給付費（千円）	1,482,726	1,539,818	1,575,619	1,671,788

② 予防給付

		2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度（平成32年度）	2025年度（平成37年度）【参考】
（１）介護予防サービス					
介護予防訪問介護	給付費（千円）				
	人数（人）				
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	584	584	584	584
	回数（回）	12	12	12	12
	人数（人）	3	3	3	3
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	1,294	1,294	1,294	1,294
	回数（回）	38	38	38	38
	人数（人）	2	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	183	183	183	183
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防通所介護	給付費（千円）				
	人数（人）				
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	9,152	8,942	8,942	8,942
	人数（人）	27	26	26	26
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	4,101	4,034	4,034	4,034
	人数（人）	65	64	64	64
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	704	704	704	704
	人数（人）	3	3	3	3
介護予防住宅改修	給付費（千円）	2,254	2,254	2,254	2,254
	人数（人）	3	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
（２）地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	5,159	7,741	14,907	14,331
	人数（人）	4	6	11	10
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
（３）介護予防支援	給付費（千円）	3,978	3,927	3,874	3,874
	人数（人）	75	74	73	73
合計	給付費（千円）	27,409	29,663	36,776	36,200

（３）介護給付適正化事業の推進

介護を必要とする高齢者が、適切な要介護認定を受け、事業者がルールに沿って必要なサービスを過不足なく提供していけるよう、介護給付等の適正化事業に取り組みます。

事業名	事業の内容
要介護認定の適正化	専属の認定調査員は３名となっており、毎年、介護保険担当職員と一緒に、県が実施する認定調査員研修を受講することで、認定調査の質の向上に取り組みます。
ケアプラン点検の実施	「高知県ケアプラン点検実施の手引き」等を参考にしたケアプラン点検について、年間 30 件程度を目標に実施します。
住宅改修の点検	居宅介護住宅改修費の対象となる住宅改修工事の点検、福祉用具購入・貸与の利用状況等の点検を行います。
縦覧点検・医療情報突合	国保連合会と連携を図りながら、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検、医療と介護の重複請求が生じていないか確認を行います。
給付費通知	介護給付費通知を全受給者に年４回送付することで、適切なサービス利用に向けた意識の啓発に努めます。

（４）介護人材の確保

介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、元気な高齢者の活躍、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減などに関する取り組みについて、国・県の施策と連携を図りながら、介護人材の処遇改善、介護人材の確保に取り組みます。

第５章　介護保険料の設定

第５章　介護保険料の設定

１ 総給付費の見込み

（１）介護保険料の設定

① 介護給付費の見込み

本計画期間中の介護保険給付費の見込みは下表のとおり、増加する傾向となっています。

（単位：千円）

	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）	合計
介護給付費計	1,482,726	1,539,818	1,575,619	4,598,163

【参考】

	2025 年度 （平成 37 年度）
介護給付費計	1,671,788

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

② 介護予防給付費の見込み

本計画期間中の介護予防給付費の見込みは下表のとおり、増加する傾向となっています。

（単位：千円）

	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）	合計
介護予防 給付費計	27,409	29,663	36,776	93,848

【参考】

	2025 年度 （平成 37 年度）
介護予防 給付費計	36,200

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

③ 総給付費の見込み

本計画期間中の総給付費の見込みは下表のとおり、年々増加する傾向となっています。

また、一定以上所得者の利用者負担の見直し（3 割負担）に伴う影響額、消費税引き上げ、処遇改善に伴う介護報酬改定に係る影響額を考慮した総給付費は、下表の下段のとおりです。

（単位：千円）

	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）	合計
総給付費	1,510,135	1,569,481	1,612,395	4,692,011
総給付費 （調整後）	1,509,806	1,587,790	1,650,548	4,748,144

【参考】

	2025 年度 （平成 37 年度）
総給付費	1,707,988
総給付費 （調整後）	1,748,396

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

④ 標準給付費と地域支援事業費

2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの標準給付費と地域支援事業費の合計は、5,275,580 千円となっています。

（単位：千円）

	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）	合計
総給付費	1,509,806	1,587,790	1,650,548	4,748,144
特定入所者介護サービス費等給付額	77,000	77,500	78,000	232,500
高額介護サービス費等給付額	35,000	35,000	35,000	105,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,500	5,500	5,500	16,500
算定対象審査支払手数料	1,809	1,815	1,813	5,436
標準給付費見込額	1,629,115	1,707,605	1,770,860	5,107,580

地域支援事業費	54,000	56,000	58,000	168,000

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

【参考】

	2025 年度 （平成 37 年度）
総給付費	1,748,396
特定入所者介護サービス費等給付額	79,000
高額介護サービス費等給付額	40,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,000
算定対象審査支払手数料	1,759
標準給付費見込額	1,875,155

地域支援事業費	58,000

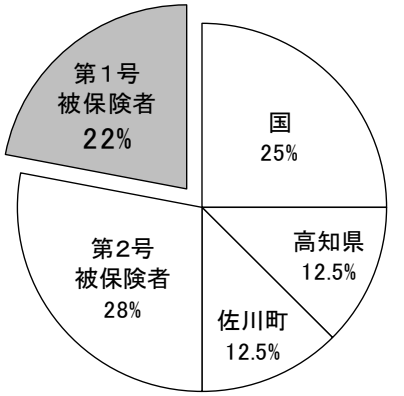
※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

⑤ 第１号被保険者における保険料

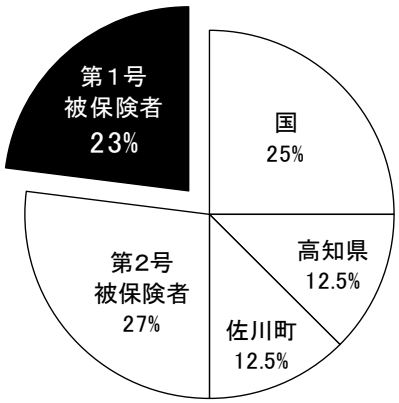
ア）制度の改正と負担軽減に向けた方策

介護保険の財源は、公費と保険料により賄われています。第１号・第２号被保険者の保険料割合は 50%と定められており、その内訳は第１号被保険者と第２号被保険者の人口割合に基づいて設定されることになっています。標準給付費見込額と地域支援事業費に対する第１号被保険者の負担率は、第７期では 23%（第６期は 22%）に改正されることになりました。

第6期における介護保険の財源



第7期における介護保険の財源



（単位：千円）

	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）	合計
第１号被保険者 負担分相当額	387,116	405,629	420,638	1,213,383

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

調整交付金相当額（標準給付費見込額×5%）と調整交付金見込額（標準給付費見込額×9.20%）を算出しました。

※調整交付金は、65 歳以上の人口割合や所得分布による市町村間の不均衡を是正する交付金であり、全国平均では 5%ですが、本町では 2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの３年間の平均交付割合は 9.20%と見込んでいます。

（単位：千円）

	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）	合計
調整交付金相当額	82,606	86,580	89,793	258,979
調整交付金見込交付割合	9.53%	9.20%	8.86%	
調整交付金見込額	157,447	159,308	159,113	475,868

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

2017（平成 29）年度末見込みでの準備基金の残高が約 106,000 千円あります。2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度の 3 年間で 20,000 千円の取り崩しを予定しています。

保険料収納必要額（2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度）

第 1 号被保険者負担分相当額	＋	調整交付金相当額	－	調整交付金見込額	－	準備基金取崩額	－	財政安定化基金交付金

976,494 千円

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

イ）所得段階別人数の推計

本計画における所得段階は、国の標準 9 段階に設定します。

人口推計の結果と平成 29 年度時点の標準所得段階別加入割合を用いて、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度の所得段階別加入人数を推計し、所得段階別の負担割合を乗じることで、所得段階別加入者割合補正後被保険者数を算出しました。

	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
第 1 段階	1,065 人	1,068 人	1,064 人
第 2 段階	692 人	694 人	692 人
第 3 段階	595 人	596 人	594 人
第 4 段階	431 人	433 人	431 人
第 5 段階	644 人	646 人	644 人
第 6 段階	727 人	729 人	726 人
第 7 段階	476 人	477 人	475 人
第 8 段階	180 人	181 人	180 人
第 9 段階	139 人	139 人	139 人
合計	4,949 人	4,963 人	4,945 人
所得段階別加入者割合補正後被保険者数（※）	4,527 人	4,540 人	4,523 人
	合計：13,590 人		

※所得段階別加入者割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率で補正したものです。

保険料収納必要額を保険料収納率（99.8%）で補正し、第 7 期の第 1 号被保険者の介護保険料の基準額を算出しました。

第 7 期における第 1 号被保険者の介護保険料の基準額（年額）
＝保険料収納必要額÷収納率（99.8%）÷補正後被保険者数（13,590 人）

72,000 円　（月額 6,000 円）

ウ）第１号被保険者（65 歳以上）の所得段階別保険料年額

本計画期間の所得段階別にみた第１号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなっています。

７期 所得段階	対象となる人	保険料の 調整率	保険料 （年額）
第１段階	●本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の者	×0.5 （×0.45）	36,000 円 （32,400 円）
第２段階	●本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の者	×0.75	54,000 円
第３段階	●本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円超の者	×0.75	54,000 円
第４段階	●本人が町民税非課税の者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下で、同じ世帯に町民税課税者がいる者	×0.9	64,800 円
第５段階	●本人が町民税非課税の者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円超で、同じ世帯に町民税課税者がいる者	基準額	72,000 円
第６段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円未満の者	×1.2	86,400 円
第７段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の者	×1.3	93,600 円
第８段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者	×1.5	108,000 円
第９段階	●本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 300 万円以上の者	×1.7	122,400 円

※前年中に譲渡所得があり、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額を合計所得金額する。また、第１段階から第５段階については、合計所得金額から、年金収入に係る所得（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第２項第１号に掲げる額）を控除した額を用いることとする。

※第１段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」による軽減が継続されることから、実質の負担割合は基準額の 0.45 となります。

※このページは空白です。

第６章　計画の推進

第６章　計画の推進

１ 計画の推進体制

（１）庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となって取り組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

（２）関係団体、事業所等との連携

地域福祉の推進を図ることを目的として設置された社会福祉協議会や、医師会、歯科医師会、老人クラブなど保健・医療・福祉・介護等にかかわる各種団体等との連携を一層強化するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の育成に努め、地域に密着したきめ細やかな質の高い活動ができる環境づくりに取り組みます。

また、介護サービスの提供者として重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービスの提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供等について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

（３）行政が担うべき機能・役割

この計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性をもって推進するため、介護保険運営協議会等において年度ごとに計画の進行管理・進捗状況の点検及び評価を行います。

また、地域包括ケアシステムを推進するとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進することが重要となります。

本計画においては、様々な取り組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定し、自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減・悪化の防止を目指します。

２ 評価指標の設定

（１）いきいき健康づくりの支援

① 健康づくりと介護予防の推進

事　業　名	目標指標	見込み値（2017）	目標値（2020）
介護予防普及啓発事業	介護予防出前講座開催数	8 回	15 回
	介護予防出前講座参加者数	110 人	150 人
地域介護予防活動支援事業	ふれあいサロンか所数	14 か所	14 か所
	ふれあいサロン利用者数	222 人	250 人
	百歳体操に取り組む団体数	48 団体	48 団体
	百歳体操利用者数	400 人	420 人

② 生きがいづくりと社会参加の支援

事　業　名	目標指標	見込み値（2017）	目標値（2020）
老人クラブ・長寿会活動支援事業	単位老人クラブ数	23 クラブ	25 クラブ
	老人クラブ会員数	600 人	650 人
シルバー人材センター補助事業	シルバー人材センター会員数	430 人	470 人
	シルバー人材センター就業者数	365 人	400 人

（２）あんしん福祉サービスの充実

① 在宅生活の支援

事　業　名	目標指標	見込み値（2017）	目標値（2020）
家族介護支援事業	家族の集い開催数	2 回	3 回
	家族の集い参加者数	40 人	50 人
	家族介護教室開催数	2 回	2 回
	家族介護教室参加者数	100 人	100 人

② 高齢者にやさしいまちづくりの推進

事　業　名	目標指標	見込み値（2017）	目標値（2020）
災害時要配慮者施策	避難行動要支援者等で平常時の情報提供への同意者数	1,328 人	1,500 人

（３）まごころ地域ケアの推進

① 地域福祉の推進

事　業　名	目標指標	見込み値（2017）	目標値（2020）
高齢者見守り事業	見守りネットワーク対象者数	590 人	620 人

② 地域包括ケアシステムの充実

事　業　名	目標指標	見込み値（2017）	目標値（2020）
地域ケア会議の充実	地域ケア会議開催数 ・個別会議開催数 ・推進会議開催数	 4 回 1 回	 6 回 1 回
認知症に対する理解の普及啓発	認知症サポーター養成講座開催数	3 回	5 回
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置	0 人	5 人

（４）介護保険制度の持続可能性の確保

事　業　名	目標指標	見込み値 (2017)	目標値 (2020)
要介護認定の適正化	要介護認定調査の事後点検	100 ％	100 ％
ケアプラン点検の実施	ケアプラン点検（年間）	36 件	36 件
住宅改修等の点検	住宅改修等の点検	100 ％	100 ％
縦覧点検・医療情報突合	縦覧点検・医療情報の突合	100 ％	100 ％
給付費通知	介護給付費通知（年間）	4 回	4 回

３　自立支援・重度化防止に向けた役割

いきいき私らしく暮らすために

「からだ」と「こころ」の変化	健康 →	あれ？疲れやすくなったかな？ →	そろそろ誰かの見守りや支えが必要	日常生活に手助けが必要 →	常に手助けが必要
私	学習や体力づくりで健康の維持増進 ・趣味や百歳体操など、地域の集まりに参加する ・家での役割をする ・外出する いつまでも元気でおりたいねぇ。	・趣味や参加していたことが休みがちになる ・家事や役割がしんどくなってくる ・外出せずに家にこもりがちになる 私の身体、どうなるが？このまま弱くなるのかな？家族に迷惑はかけとうないけど・・・どうしょう。	・食事の支度が一人では難しい ・火の消し忘れ ・お金の管理や支払いが難しくなる ・生活リズムが乱れる	・食事や着替えを手伝ってもらう 色々世話してくれてありがとう。けど、悪いねぇ・・・。	・自分で食ができなくなる ・言葉によるコミュニケーションが難しくなる えい人に世話してもろうて、ありがとう。
家族	いつまでも元気でおってね。	悩みを打ち明けないで、一人で悩んでしまいがち。 ⇒抱えこまずに相談をする事が大事。 家族の理解が今後の生活に大きく影響する。 どうしたらえいろう？誰に言うたらえいろう？	本人の手伝う事が増え、介護疲れを感じる。休みたくなる。⇒介護サービス等を利用し、自分の休む時間も大事にする。	しんどいけど、自分の時間も大事。休もう。	最期の過ごし方や見取りが心配 ⇒元気なうちに本人の意向を確認する。エンディングノート等の活用 終活は私らしく終わりを迎えるためにも大事やね。
地域	お互い様の近所付き合いを大切に。 友人や地域のつながりを大切にしましょう 地域の集いの場：いきいき百歳体操、ふれあいサロン　、地域の集まり　等 地域の活動拠点の活動：あったかふれあいセンター、集落活動センター　等	いつまでも元気に出て行こうね。	最近出て来んなったけど、どういたろう。ちょっと声をかけてみようか・・・	介護予防に関する講話、認知症サポーター養成講座、介護に関すること、終活　等 地域で支えあうためにもみんなで勉強したらえいねぇ。	

支援体制

予防	いきいき百歳体操　ふれあいサロン　ボランティア活動　シルバー人材センター 老人クラブ　サークル活動　認知症カフェ
生活支援	民生委員　佐川町社会福祉協議会　生活支援コーディネーター　高知県消費生活センター　警察　民間配食サービス　買物支援　移送 見守り・声かけネットワーク　お元気コール　日常生活自立支援事業　成年後見制度
医療	かかりつけ医　認知症サポート医　高知県認知症疾患医療センター 認知症初期集中支援チーム　訪問看護　訪問薬剤師　訪問診療　訪問歯科診療
住まい	サービス付き高齢者向け住宅　住宅型有料老人ホーム 認知症グループホーム
介護	介護保険　申請の相談　介護認定の取得　介護サービスの利用　家族の介護疲労の軽減 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）訪問介護　・デイサービス・ショートスティ　・地域密着型サービス等
相談	佐川町社会福祉協議会　佐川町役場　民生委員 佐川町地域包括支援センター　コールセンター（認知症に関する相談）

第７章　参考資料

第７章　参考資料

１ 平成 29 年度介護保険運営協議会　委員名簿

（敬称略　順不同）

【委　員】

	氏　名	所属機関・団体（職）名等	摘 要
1	野中　喜代子	ＪＡコスモス助けあい組織「にこにこ会」会長	
2	伊藤　みどり	被保険者代表	
3	井上　登美	家族介護者代表	
4	岡林　健二	佐川町歯科医代表	
5	尾﨑　國弘	地域ケアに関する学識経験者	会長
6	成田　浩	中央西福祉保健所所長	
7	西森　啓助	佐川町民生児童委員協議会会 被保険者代表（１号）	副会長
8	島﨑　雅哉	株式会社いこいの里専務取締役 （ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑつくし園代表者）	
9	田村　輝雄	さくら福祉事業会理事長	
10	徳弘　和義	介護支援専門員代表	
11	藤原　健祐	議会代表（被保険者代表）	
12	木村　由香里	小規模多機能型居宅介護事業所かいな 兼グループホームかいなの郷管理者	
13	中村　都子	地域ケアに関する学識経験者	
14	西村　亀洋	特別養護老人ホーム春日荘所長	
15	田村　佳久	佐川町社会福祉協議会事務局長	
16	小野　櫻	佐川町立高北国民健康保険病院 地域医療部次長　兼　介護部次長	
17	和田　一孝	ＪＡコスモス福祉生活部 生活指導課長　兼　高齢者福祉センター長	
18	森田　有紀	あったかふれあいセンターとかの　コーディネーター	
19	吉川　美穂	医療法人青雲会　清和病院　看護部長	

【オブザーバー】

竹﨑　廣幸	中央西福祉保健所地域支援室　チーフ

【事務局】

佐川町健康福祉課

２ 用語集

【あ行】

■インフォーマルサービス

家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などの公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援。インフォーマルケアともいう。

【か行】

■介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の 3 施設の総称。

■介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

■基本チェックリスト

町が行う介護予防事業について、近い将来、要支援・要介護状態になる可能性がある高齢者を選定するために、厚生労働省が作成した 25 項目の調査のこと。

■ケアプラン

要介護者が介護・保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、その心身の状況や置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当者等を定めた計画のこと。介護サービス計画ともいい、居宅介護サービス計画と施設介護サービス計画の総称。

■ケアマネジメント

利用者の欲求や要望に沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

■ケアマネジャー

平成 12 年 4 月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な介護サービス等を利用できるように市町村、介護サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。介護支援専門員ともいう。

【さ行】

■社会福祉協議会

社会福祉法において「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村単位で一つしか設置できない特別な社会福祉法人である。

地域住民・社会福祉団体・行政関係者など幅広い分野からの地域住民の参加のもと、社会福祉向上のため「民間」の立場で相互の調整役として大きな役割を果たしている。

また、民間組織ではあるが他の社会福祉法人とは異なり、町民参加の原則・全戸会員制に基づいた事業の展開を図るほか、行政からの受託事業など、きわめて公共性の高い活動を行う団体である。

■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

平成 27 年度から養成が始まった、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けた、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したり等の保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、4 親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

【た行】

■第 1 号被保険者・第 2 号被保険者

介護保険では、第 1 号被保険者は 65 歳以上、第 2 号被保険者は 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のことをいう。第 1 号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第 2 号被保険者は、介護保険の対象となる特定の疾病が原因で要介護認定を受けた場合に、サービスを利用できる。

■団塊の世代

1947 年から 1949 年までの 3 年間に出生した世代。

■団塊ジュニア世代

1971 年から 1974 年までの 4 年間に出生した世代。

■地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

■地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

■地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するため、そのニーズや変化に応じて、介護・医療・住まい等の必要なサービスが継続的かつ包括的に提供される仕組みのこと。

■地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の（1）総合相談・支援、(2) 権利擁護、（３）介護予防マネジメント、（４）包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

■地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活を継続できるように提供されるサービスで、原則、利用は町民に限られる。サービスの種類は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（※介護予防も設定)、小規模多機能型居宅介護（※)、認知症対応型共同生活介護（※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の 9 種類をいう。

■超高齢社会

全人口に占める 65 歳以上人口の割合が 7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会といわれている。

【な行】

■認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力等が徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

■認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。平成 17 年に厚生省が「認知症を知り地域をつくる 10 ヵ年」構想の一環として、「認知症サポーターキャラバン」事業がスタートし、認知症サポーターの養成が進められている。

■ネットワーク

社会福祉におけるネットワークとは、ある目的や価値を共有している人々の間で、所属や居住地域を超えて、人間的な連携を築いていく活動やその状況。

【は行】

■パブリックコメント

町の基本的な政策案の策定にあたり、事前に内容を公表して住民からの意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表するもの。

■福祉用具

高齢者や障がい者の自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等。

■ホームヘルパー

福祉の援助を必要とする高齢者や障がい者のもとに派遣され、家事・介護を行う人のことで、訪問介護員ともいう。

■ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

【や行】

■要介護状態

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護 1～5）のいずれかに該当する。

■要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援 1・2、要介護 1～5、非該当のいずれかに分類される。

【ら行】

■理学療法士

身体に障がいがある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

■リハビリテーション

心身に障がいを持つ人の人間的復権を理念に、自立・社会復帰を目指して行う機能訓練や療法。本来は、社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰、更生、療養等の語があてられる。

【わ行】

■我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むことができること。また、従来のような対象者ごとにサービスを整備する「縦割り」ではなく、あらゆるニーズを抱える住民を「丸ごと」支援できる体制。

佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度】

2018（平成 30）年 3 月

≪編集・発行≫	佐川町　健康福祉課　介護保険係 〒789-1202 高知県高岡郡佐川町乙２３１０番地 佐川町健康福祉センターかわせみ内 電話（0889）22－7709 FAX（0889）22－7721 ホームページ http://www.town.sakawa.lg.jp/